

恵庭市住生活基本計画 (案)

令和 5 年 1 月



目 次

1. 計画の目的と方法	1
1-1 計画の目的	
1-2 計画策定方法	
1-3 調査計画の構成	
2. 恵庭市の住宅事情と課題	4
2-1 恵庭市の概況	
2-2 住宅概況（住宅ストック・フロー）	
2-3 公営住宅の管理状況、入居者の特性	
2-4 市民意向（市民意識調査等の活用）	
2-5 恵庭市住生活基本計画検討懇談会	
2-6 住まいに関する新たな社会動向・住宅制度	
2-7 課題の整理	
3. 住宅施策の目標	36
3-1 恵庭市の住宅施策の目標	
3-2 将来人口・世帯数の想定	
3-3 公的支援住宅必要戸数・公営住宅管理戸数の推計	
4. 住宅施策の展開	46
4-1 住宅施策の体系	
4-2 住宅施策の実施施策	
4-3 成果指標	
5. 重点施策の推進方針	63
6. 計画の推進に向けて	67

1. 計画の目的と方法

1-1. 計画の目的

(1) 計画の目的

恵庭市では、平成28年度に策定した、「恵庭市住生活基本計画」（計画期間：平成29年度～38年度）に基づき、各種住宅関連施策に取り組んできたところです。

計画策定後5年が経過し、「住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月）」及び「北海道住生活基本計画（令和4年3月）」の見直しを踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応した施策の展開に向け、「恵庭市住生活基本計画」の見直しを行うものです。

(2) 計画期間

令和5年度～令和14年度（10年間）

(3) 計画の位置づけ

恵庭市住生活基本計画は、「第5期恵庭市総合計画」「第2期恵庭市総合戦略」を上位計画とする、住宅部門の基本計画です。

計画の位置づけは、図1-1に示すとおりです。

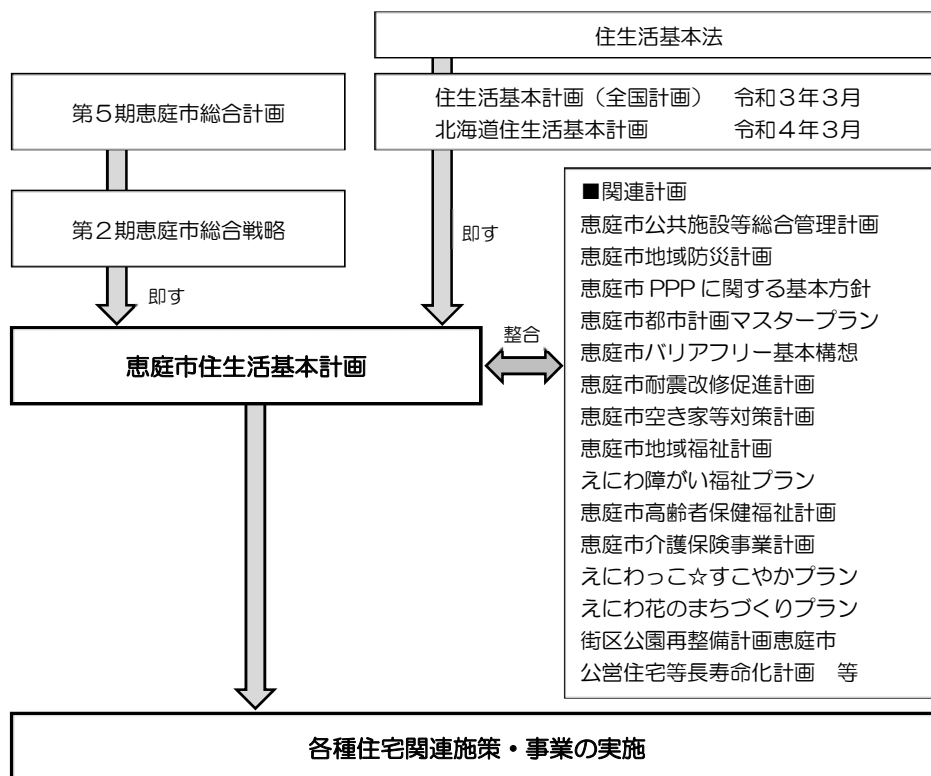


図1-1 恵庭市住生活基本計画の位置づけ

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主に以下のゴール（ターゲット）の達成に資するものです。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。



1-2. 計画策定方法

(1) 計画策定体制

計画策定体制は、図1-2に示すとおりです。

学識経験者、関係機関又は団体からなる「恵庭市住生活基本計画検討懇談会（以下「懇談会」という。）」に有識者から意見を聴衆し、パブリックコメントや議会報告を経て、市長が計画を決定します。

懇談会での協議に必要な調査や資料の作成は、庁内関係部局からなる「庁内検討委員会・実施担当者会議」にて行います。

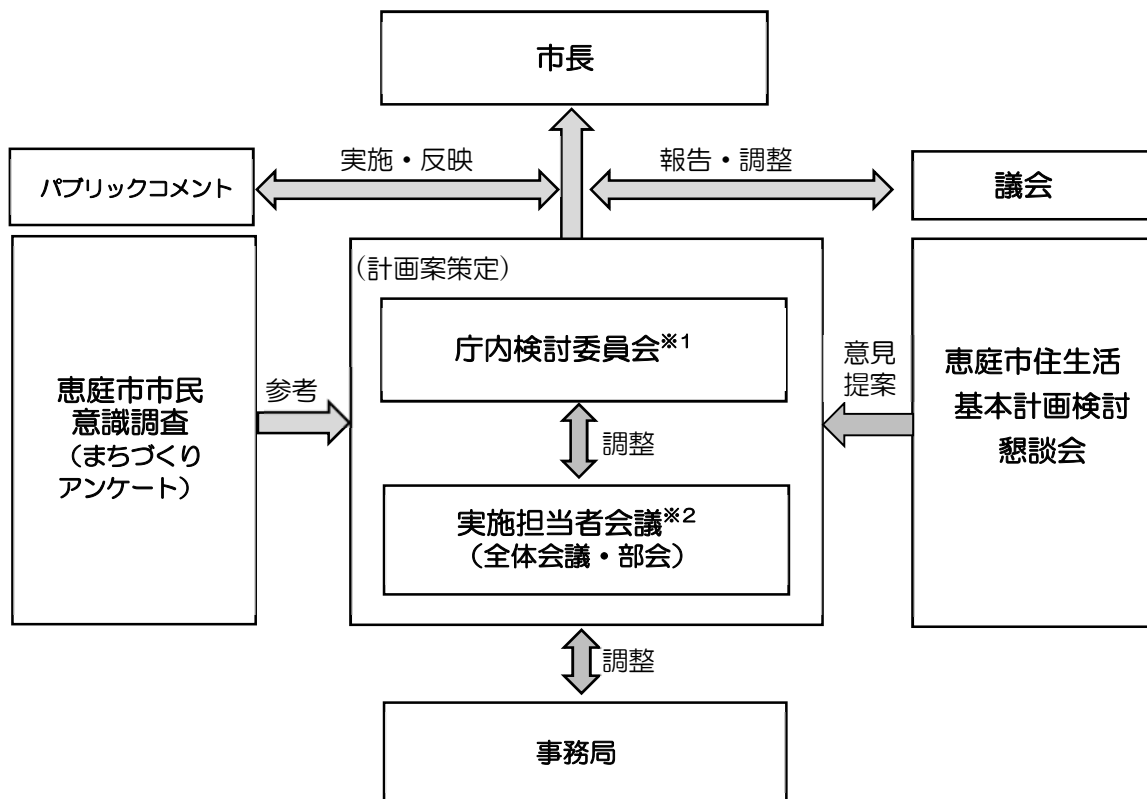


図 1-2 計画策定体制

※1 庁内検討委員会：まちづくり拠点整備事業 まちづくり拠点推進本部会議（本部長：副市長）

※2 実施担当者会議：まちづくり拠点整備事業 住宅政策・土地政策推進部会

2. 恵庭市の住宅事情と課題

2-1. 恵庭市の概況

(1) 自然環境

① 土地利用

恵庭市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置し、交通アクセスに恵まれた道央口の中核都市です。総面積 294.65 km²のうち、山林と田畑で 60.1%と過半を占めており、宅地は 5.5%となっています。

市街地は、恵庭・島松・恵み野の3つの JR 駅を中心に、各種生活利便施設が集約されたコンパクトな市街地が形成されています。

表 2-1 地目別面積

(単位: km²)

田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総面積
27.49	15.27	16.22	0.03	134.37	0.00	0.42	12.85	88.00	294.65
9.3%	5.2%	5.5%	0.0%	45.6%	0.0%	0.1%	4.4%	29.9%	100.0%

資料: 総務部財務室税務課(令和2年1月1日現在)



図 2-1 恵庭市の位置

②気候

恵庭市の気候をみると、夏季は平均気温 20℃前後で冷涼です。降水量、降雪量ともに比較的少なく、最深積雪量は概ね 100cm を下回ります。

日照時間については季節による変動が比較的少なく、年間を通して安定しています。

表 2-2 恵庭市の月別気象概要(令和3年)

	年降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
		平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)				
1月	50.0	-7.7	6.3	-23.0	2.0	121.2	127	56
2月	65.0	-4.4	6.1	-20.8	2.2	100.8	98	63
3月	49.0	1.8	14.8	-15.8	3.0	153.0	56	85
4月	134.5	5.9	17.6	-7.3	3.5	207.6	0	0
5月	94.5	11.4	22.9	1.5	3.1	132.7	0	0
6月	112.0	16.8	28.7	5.9	2.4	240.7	0	0
7月	23.0	21.6	34.0	14.0	2.6	212.8	0	0
8月	188.5	20.7	32.8	10.1	2.3	158.2	0	0
9月	80.5	16.7	25.4	5.2	2.1	190.2	0	0
10月	115.5	10.3	25.2	-2.1	2.0	155.6	0	0
11月	131.5	5.4	15.9	-6.2	2.3	114.9	10	5
12月	73.5	-3.1	13.3	-20.3	2.1	126.9	56	25
全年	1117.5	7.95	34.0	-23.0	2.5	1914.6	347.0	85

資料: 気象庁ホームページ

表 2-3 年次別気象概要(平成 29 年～令和3年)

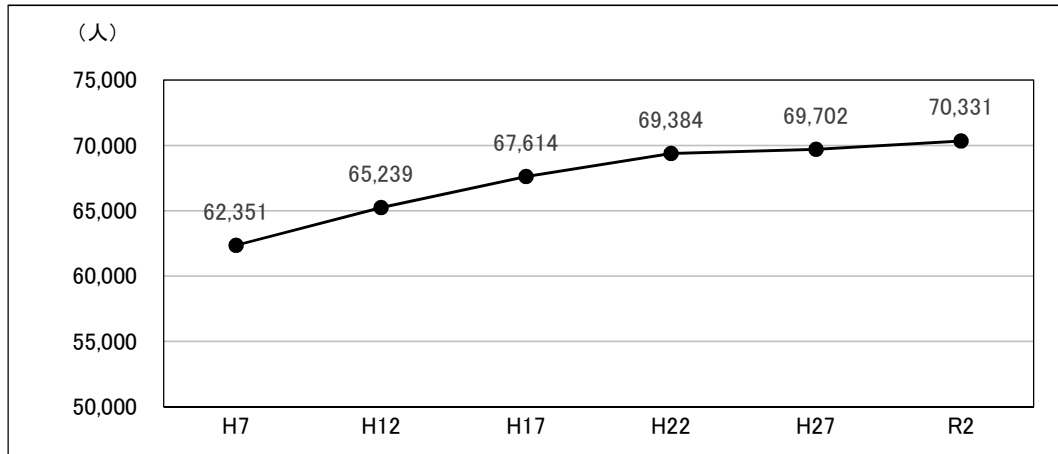
	年降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
		平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)				
H29	1086.5	6.9	32.6	-22.0	2.3	1760.5	423	72
H30	1241.5	7.3	30.6	-23.4	2.3	1658.3	427	80
H31・R元	871.0	7.6	33.1	-23.8	2.4	1855.8	381	68
R2	909.5	7.9	32.3	-19.8	2.3	1648.2	412	70
R3	1117.5	8.0	34.0	-23.0	2.5	1914.6	347	85

資料: 気象庁ホームページ

(2) 人口・世帯

①人口

恵庭市の人口は、令和2年国勢調査で70,331人となっており、直近25年間（平成7～令和2年）は増加傾向で推移しています。

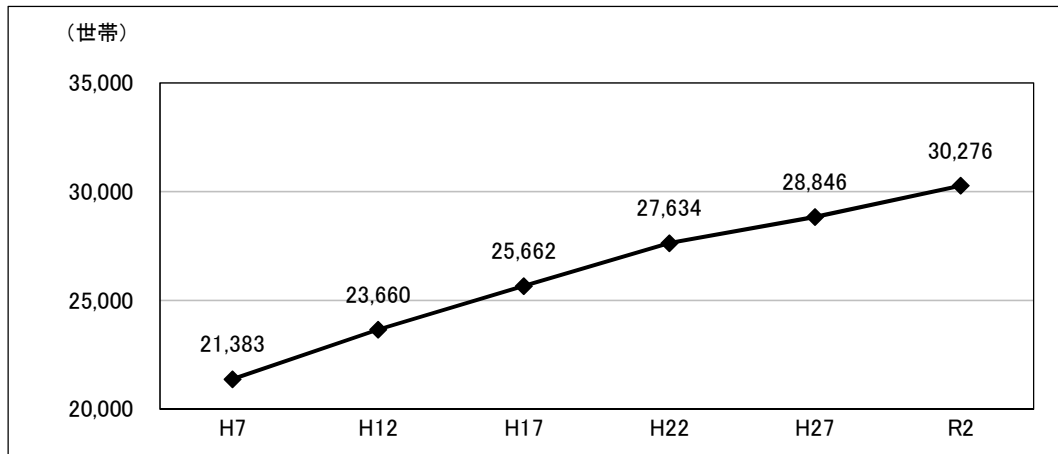


資料: 各年国勢調査

図 2-2 恵庭市の人口の推移

②世帯数

恵庭市の世帯数は、令和2年国勢調査で30,276世帯となっており、直近25年間（平成7～令和2年）は増加傾向で推移しています。



資料: 各年国勢調査

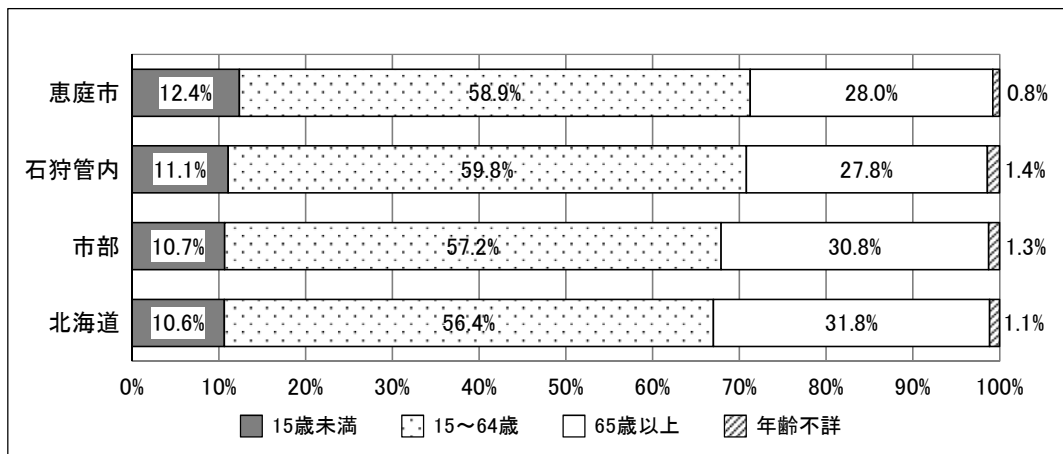
図 2-3 恵庭市の世帯数の推移

③年齢別人口

令和2年国勢調査の年齢別人口をみると、「15歳未満（年少人口）」が12.4%（8,701人）、「15～64歳（生産年齢人口）」が58.9%（41,413人）、「65歳以上（高齢人口）」が28.0%（19,673人）となっています。

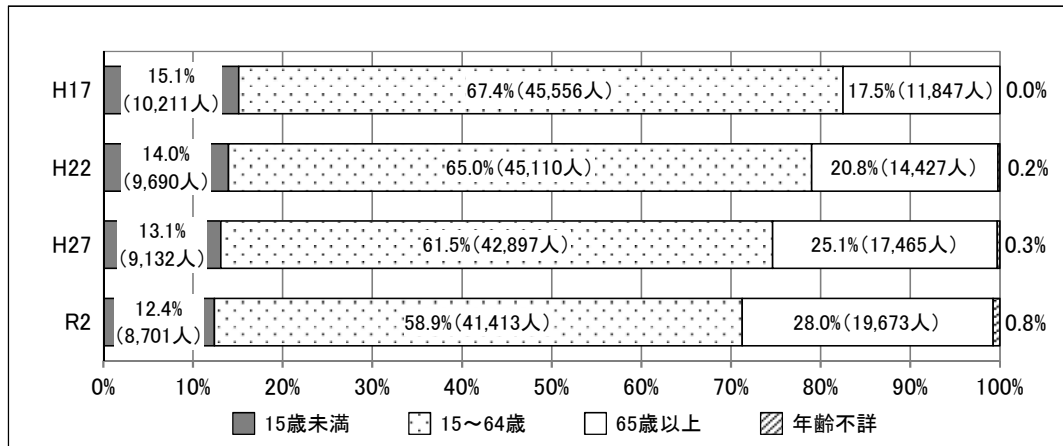
直近15年間（平成17～令和2年）の年少人口は減少傾向、高齢人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

年少人口率は、全道、市部、石狩管内より高く、高齢者人口率は、全道、市部より低くなっています。



資料：令和2年国勢調査

図 2-4 年齢別人口構成比の比較



資料：各年国勢調査

図 2-5 恵庭市の年齢別人口構成比の推移

※本計画における構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

④出生率

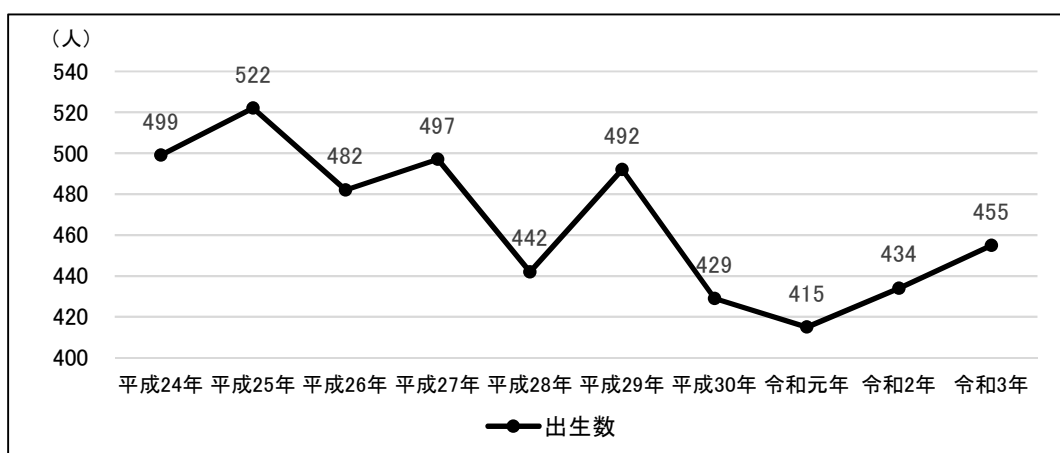
令和3年度における恵庭市の出生数は、455人で前年度（434人）に比べて21人増加しました。

また、過去10年間において、出生数はやや減少傾向であります。

表 2-4 恵庭市の出生数及び出生率の推移

	恵庭市	
	出生数	出生率(人口千対)
H 24 年度	499	7.25
H 25 年度	522	7.59
H 26 年度	482	7.00
H 27 年度	497	7.21
H 28 年度	442	6.39
H 29 年度	492	7.08
H 30 年度	429	6.16
R 元年度	415	5.94
R2年度	434	6.20
R3年度	455	6.50

資料: 恵庭市調べ



資料: 恵庭市調べ

図 2-6 恵庭市の出生数の推移

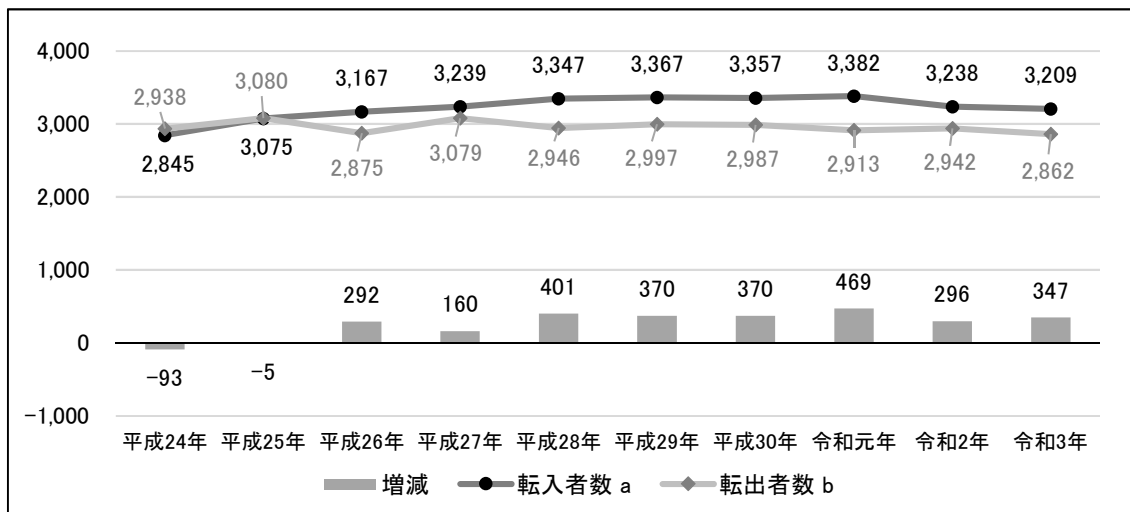
⑤転入・転出者数

平成 24～25 年度は転出者数が転入者数を上回っていたが、平成 26 年度から逆転して社会動態はプラスとなり、その後も転入者数が転出者数を上回っています。令和 3 年度における転入・転出者数は、「転入者数」が 3,209 人、「転出者数」が 2,862 人となり転入者数が上回っています。

表 2-5 転入・転出者数

	転入者数 a	転出者数 b	増減 a-b
H 24 年度	2,845	2,938	-93
H 25 年度	3,075	3,080	-5
H 26 年度	3,167	2,875	292
H 27 年度	3,239	3,079	160
H 28 年度	3,347	2,946	401
H 29 年度	3,367	2,997	370
H 30 年度	3,357	2,987	370
R 元年度	3,382	2,913	469
R 2 年度	3,238	2,942	296
R 3 年度	3,209	2,862	347

資料：恵庭市調べ



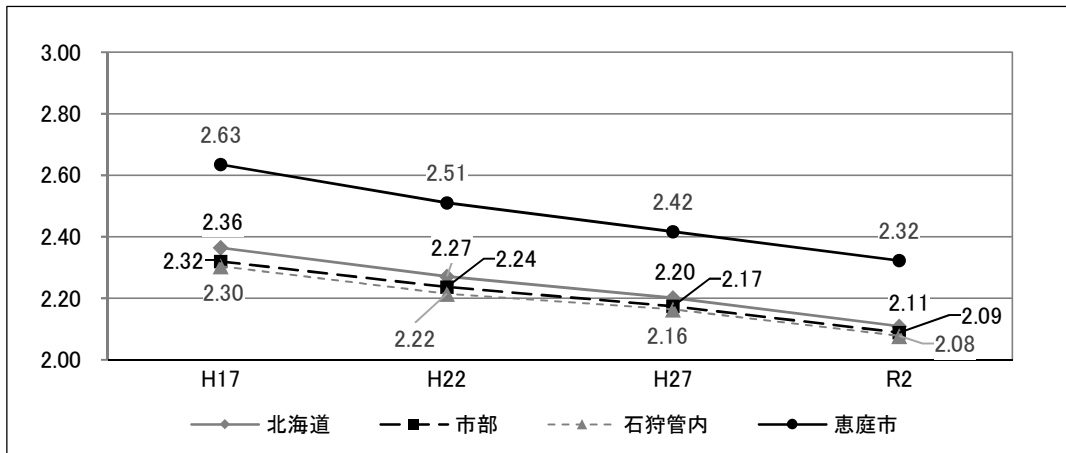
資料：恵庭市調べ

図 2-7 恵庭市の社会動態の推移

⑥平均世帯人員

恵庭市の平均世帯人員は、令和2年で2.32人/世帯であり、全道（2.11人/世帯）や道内市部（2.09人/世帯）、石狩管内（2.08人/世帯）と比較しても世帯規模が大きい状況にあります。

直近15年間（平成17～令和2年）の推移をみると、恵庭市は世帯規模の縮小化が見られます。



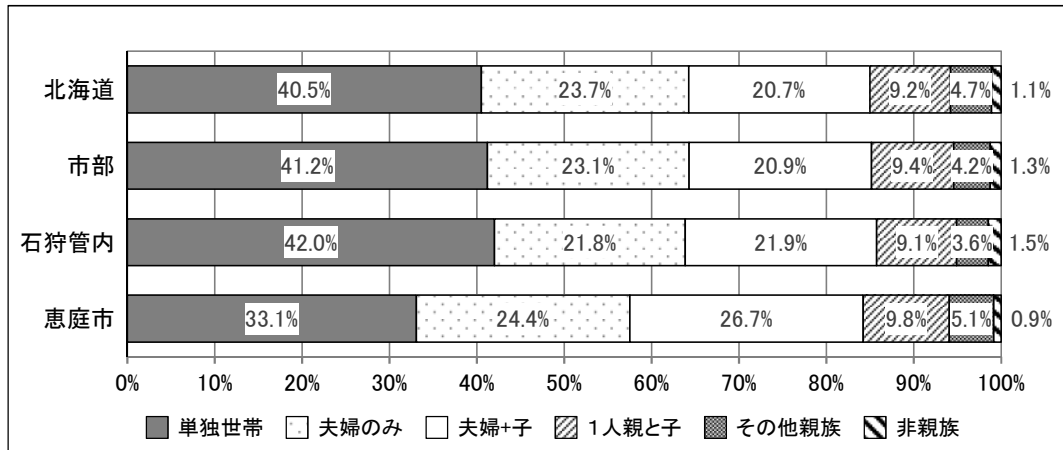
資料：各年国勢調査

図 2-8 平均世帯人員の推移と比較

⑦家族類型別世帯数

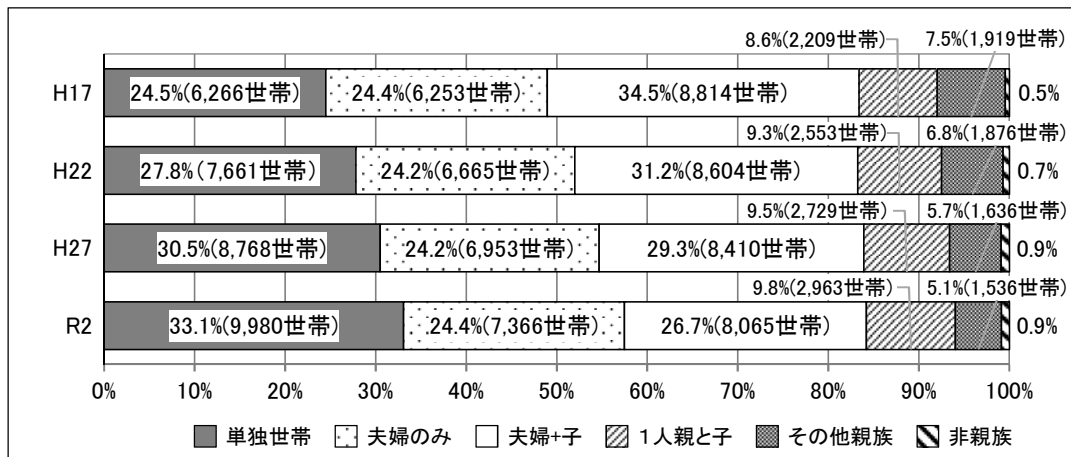
家族類型別世帯数をみると、令和2年で「単独世帯」が33.1%（9,980世帯）で最も高く、次いで「夫婦+子世帯」の26.7%（8,065世帯）、「夫婦のみ世帯」の24.4%（7,366世帯）となっています。

15年間（平成17～令和2年）の推移をみると、単独世帯の割合が増加し、夫婦+子世帯が減少となっています。



資料: 令和2年国勢調査

図 2-9 家族類型別世帯数の比較



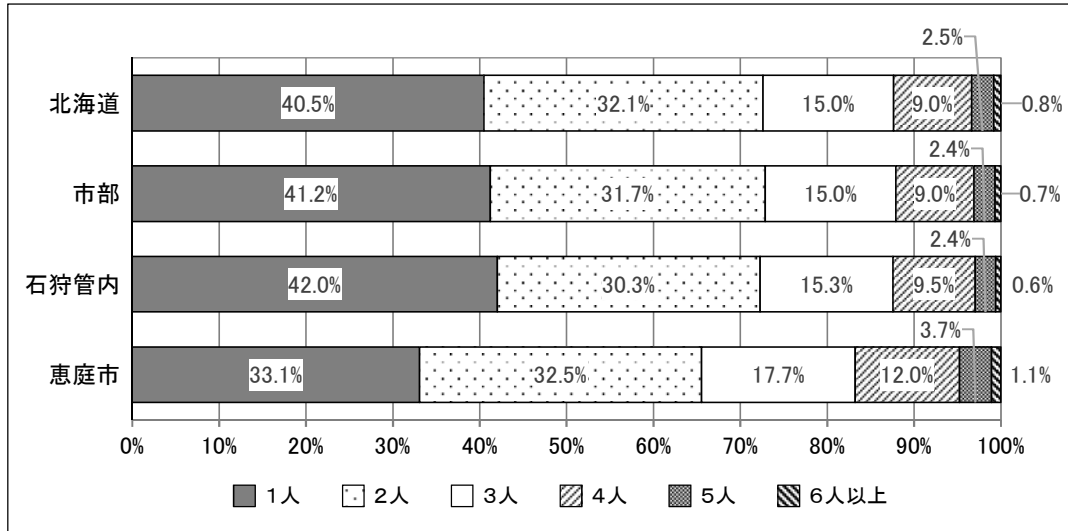
資料: 各年国勢調査

図 2-10 恵庭市の家族類型別世帯数の推移

⑧世帯人員別世帯数

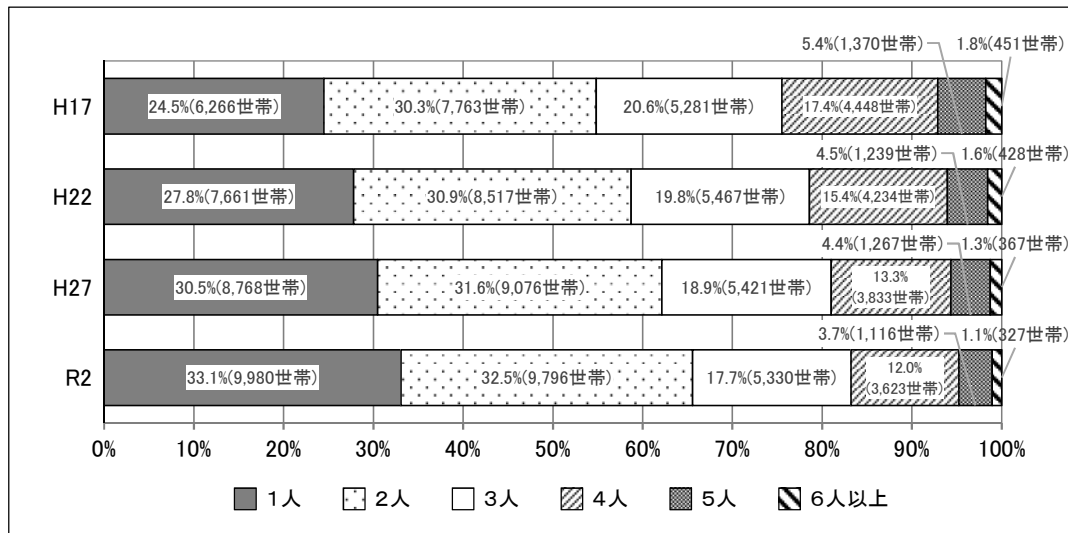
世帯人員別世帯数をみると、令和2年で「1人世帯」が33.1%と最も高く、次いで「2人世帯」32.5%、「3人世帯」17.7%、「4人世帯」12.0%となっています。

直近15年間（平成17～令和2年）で1人世帯および2人世帯が増加傾向、3人以上世帯は減少傾向にあります。



資料：令和2年国勢調査

図 2-11 世帯人員別世帯数の比較



資料：各年国勢調査

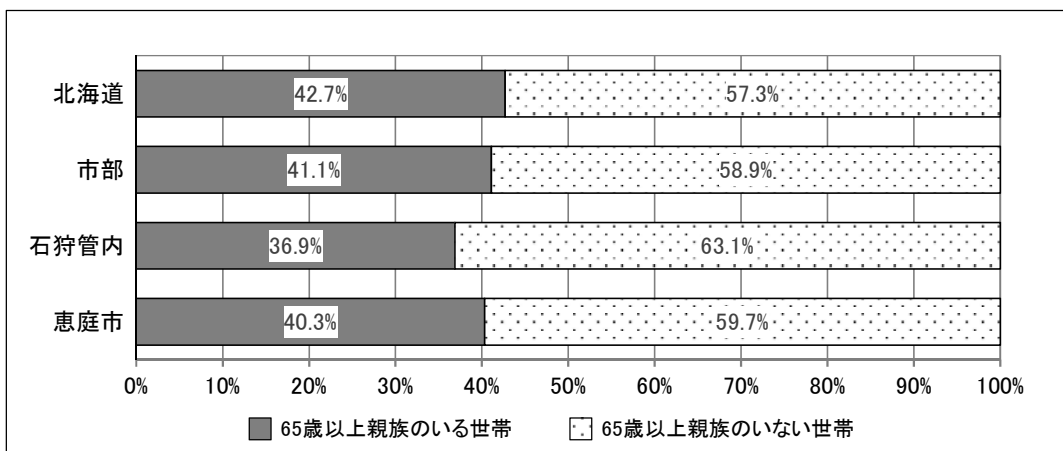
図 2-12 恵庭市の世帯人員別世帯数の推移

⑨高齢者親族のいる世帯数

高齢者（65歳以上）親族のいる世帯数をみると、令和2年で一般世帯（30,172世帯）のうち、「65歳以上親族のいる世帯」が40.3%（12,164世帯）となっています。

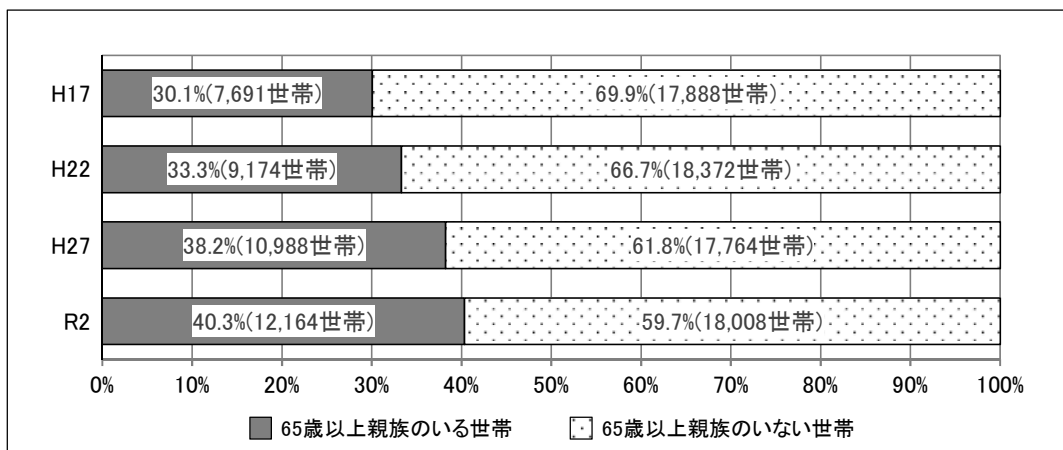
直近15年間（平成17～令和2年）で65歳以上親族のいる世帯は増加傾向にあり、約4,500世帯増加しています。

恵庭市における高齢者（65歳以上）親族のいる世帯比率（40.3%）は、全道（42.7%）や道内市部（41.1%）と比較すると、少ない状況となっています。



資料：令和2年国勢調査

図 2-13 65歳以上の高齢者親族のいる世帯数の比較



資料：各年国勢調査

図 2-14 恵庭市の65歳以上の高齢者親族のいる世帯数の推移

⑩通勤・通学の状況

恵庭市民の通勤・通学の状況をみると、令和2年で市内への通勤・通学が23,316人、市外（他市町村）への通勤・通学が14,910人となっています。

市外への通勤・通学先としては千歳市（6,237人）が最も多く、次いで札幌市（5,004人）、北広島市（1,790人）となっています。

恵庭市外からの恵庭市への通勤・通学者数は令和2年に10,015人で、札幌市（3,855人）からが最も多く、次いで千歳市（3,238人）、北広島市（1,370人）となっています。

恵庭市から市外への通勤・通学者は、市外から恵庭市への通勤・通学者よりも約4,900人上回っています。

表 2-6 他都市との通勤・通学の状況

	恵庭市に常住する就業者・通学者の通勤・通学先 a			恵庭市への通勤・通学先 b			a-b (R2 国勢調査)
	H22	H27	R2	H22	H27	R2	
恵庭市内	19,215	20,779	23,316	19,215	20,779	23,316	0
他市町村	13,370	14,060	14,910	9,852	10,392	10,015	4,895
札幌市	4,776	4,897	5,004	3,930	4,066	3,855	1,149
千歳市	5,552	5,893	6,237	2,799	3,058	3,238	2,999
北広島市	1,408	1,482	1,790	1,516	1,468	1,370	420
苫小牧市	555	613	622	288	329	284	338
江別市	325	355	367	510	525	488	-121
長沼町	120	150	174	167	150	136	38
岩見沢市	86	69	68	119	144	124	-56
安平町	126	113	125	36	65	46	79
その他	422	488	523	487	587	474	49

資料：各年国勢調査

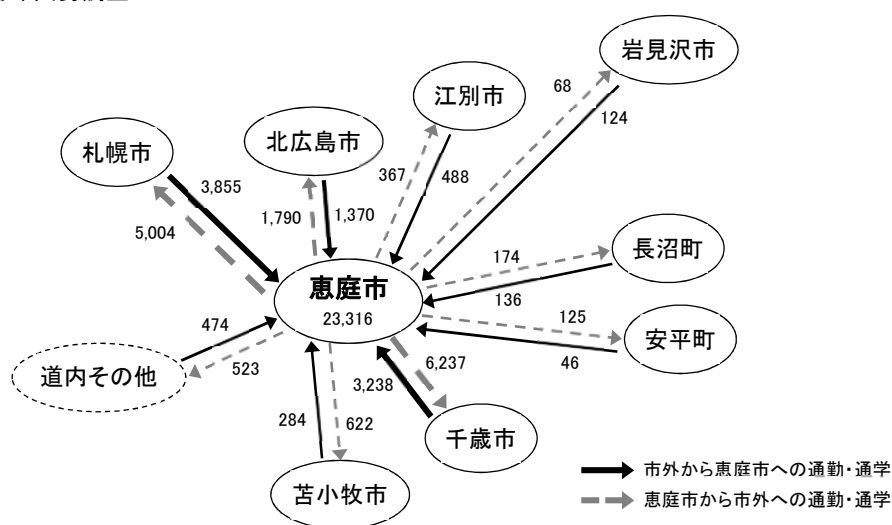


図 2-15 恵庭市の通勤・通学の状況(令和2年)

2-2. 住宅概況（住宅ストック・フロー）

（1）住宅ストック・フロー

①住宅数・空き家数

恵庭市の住宅数は、平成30年で33,590戸、そのうち空き家戸数は4,070戸で空き家率は12.1%となっています。

空き家の内訳は、賃貸用の住宅が71.5%（2,910戸）を占める一方で、市場に流通しない「その他の住宅」が26.8%（1,090戸）ある状況となっています。

表 2-7 住宅数、空き家率の比較

	a 普通世帯数 (世帯)	b 住宅数 (戸)	c 空き家数 (戸)	d=b-a 住宅の 過不足 (戸)	e=b/a 住宅の 過不足率 (%)	f=c/b 空き家率 (%)
北海道	2,425,600	2,807,200	379,800	381,600	115.7%	13.5%
恵庭市	29,550	33,590	4,070	4,040	113.7%	12.1%

資料：平成30年住宅・土地統計調査

表 2-8 恵庭市の住宅数、空き家率の推移

	a 普通世帯数 (世帯)	b 住宅数 (戸)	c 空き家数 (戸)	d=b-a 住宅の 過不足 (戸)	e=b/a 住宅の 過不足率 (%)	f=c/b 空き家率 (%)
H15	22,890	26,320	3,380	3,430	115.0%	12.8%
H20	26,660	30,610	3,920	3,950	114.8%	12.8%
H25	27,030	29,740	2,890	2,710	110.0%	9.7%
H30	29,550	33,590	4,070	4,040	113.7%	12.1%

資料：各年住宅・土地統計調査

表 2-9 空き家の内訳

	空き家総数	二次的住宅	賃貸用 の住宅	売却用 の住宅	その他 の住宅
H15	3,380	60	1,960	180	1180
	100.0%	1.5%	48.2%	4.4%	29.0%
H20	3,920	90	2,590	90	1150
	100.0%	2.2%	63.6%	2.2%	28.3%
H25	2,890	20	2,030	50	790
	100.0%	0.5%	49.9%	1.2%	19.4%
H30	4,070	20	2,910	50	1090
	100.0%	0.5%	71.5%	1.2%	26.8%

二次的住宅：別荘、普段住んでいる住宅とは別に、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

賃貸・売却用の住宅：新築・中古問わず、賃貸・売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅：上記以外の住宅で、居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

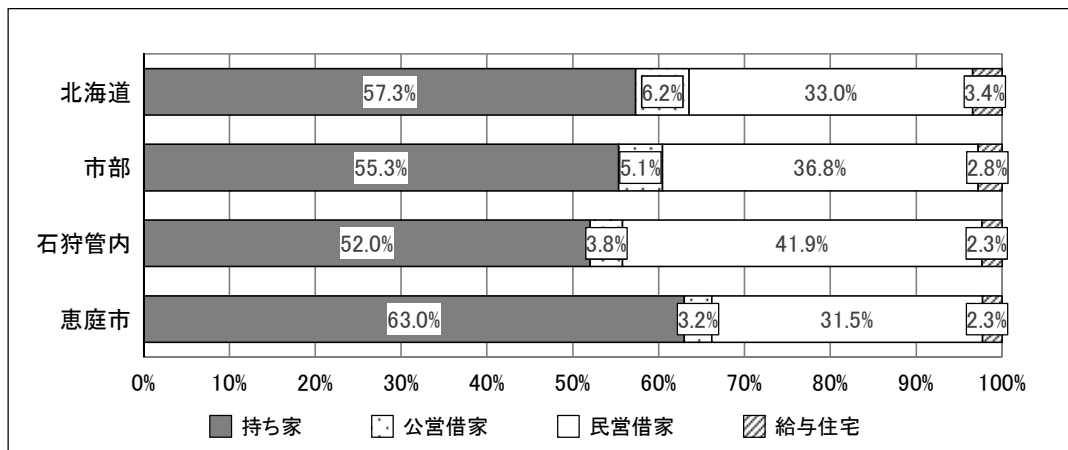
資料：各年住宅・土地統計調査

②住宅所有関係別世帯数

住宅所有関係別世帯数をみると、令和2年で「持ち家」が63.0%（18,623世帯）、「公営借家」が3.2%（946世帯）、「民営借家」が31.5%（9,316世帯）、「給与住宅」が2.3%（677世帯）となっています。

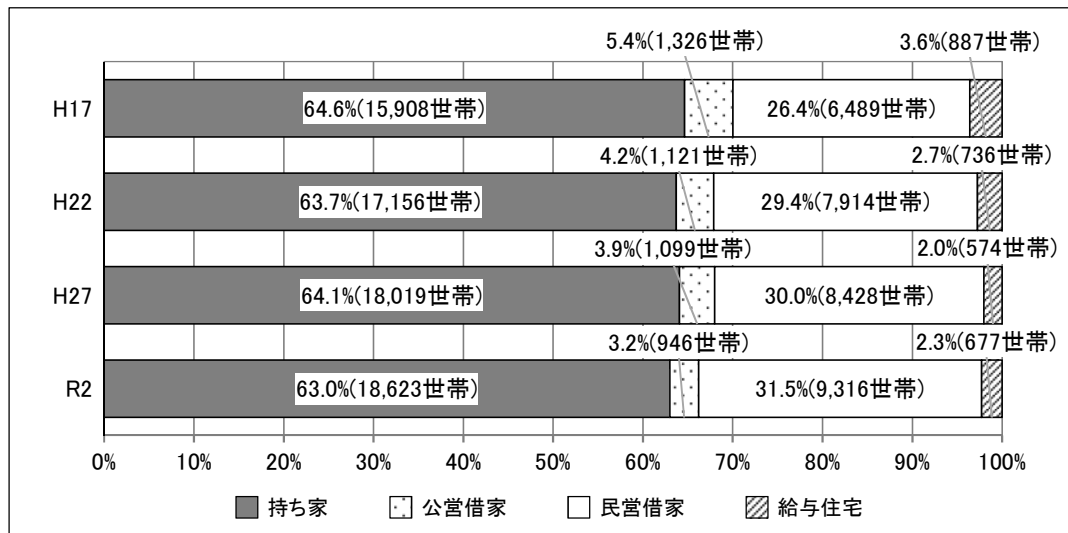
直近15年間（平成17～令和2年）の推移をみると、民営借家が増加傾向、公営借家が減少傾向となっています。

全道、市部、石狩管内と比較すると、持ち家率が高く、公営借家、民営借家ともに低くなっています。



資料: 令和2年国勢調査

図 2-16 住宅所有関係別世帯数構成比の比較



資料: 各年国勢調査

図 2-17 恵庭市の住宅所有関係別世帯数構成比の推移

表 2-10 恵庭市の住宅所有関係別世帯数

	H7	H12	H17	H22	H27	R2
主世帯数	20,748	22,883	24,610	26,927	28,120	29,562
	100%	100%	100%	100%	100%	100%
持ち家	13,325	14,870	15,908	17,156	18,019	18,623
	64.2%	65.0%	64.6%	63.7%	64.1%	63.0%
公営借家	1,292	1,303	1,326	1,121	1,099	946
	6.2%	5.7%	5.4%	4.2%	3.9%	3.2%
民営借家	4,991	5,717	6,489	7,914	8,428	9,316
	24.1%	25.0%	26.4%	29.4%	30.0%	31.5%
給与住宅	1,140	993	887	736	574	677
	5.5%	4.3%	3.6%	2.7%	2.0%	2.3%

資料：各年国勢調査

③住宅の構造と建築年

既存住宅の構造別割合をみると、平成 30 年で木造住宅が 72.2%を占めています。建築後 30 年以上を経過している（1990 年以前）住宅は、全体の 34.8%となっています。

表 2-11 恵庭市の建築時期別構造別住宅数

	木造(戸)		非木造(戸)		総数(戸)	
～1970 年(S45)	1,030	4.8%	150	1.8%	1,180	4.0%
1971(S46)～1980(S55)年	2,410	11.3%	720	8.8%	3,130	10.6%
1981(S56)～1990(H2)年	4,840	22.8%	1,120	13.7%	5,960	20.2%
1991(H3)～2000(H12)年	5,140	24.2%	2,040	24.9%	7,180	24.4%
2001(H13)～2010(H22)年	4,190	19.7%	2,270	27.7%	6,460	21.9%
2011(H23)～2015(H27)年	1,630	7.7%	680	8.3%	2,310	7.8%
2016(H28)～2018 年(H30)9 月	820	3.9%	590	7.2%	1,410	4.8%
不詳	1,200	5.6%	630	7.7%	1,830	6.2%
合計	21,260	100.0%	8,200	100.0%	29,460	100.0%

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

④耐震化率

恵庭市の住宅の耐震化の状況をみると、令和3年の全住宅21,665戸のうち、耐震性を有する住宅は19,828戸、耐震化率は91.5%となっています。また、木造戸建て住宅の耐震化率は89.8%、共同住宅等の耐震化率は97.6%となっています。

表 2-12 住宅の耐震化率の状況(令和3年1月時点)

	全戸数 ①	昭和57年以降の住宅戸数 ②	昭和56年以前の住宅戸数 ③	昭和56年以前の住宅戸数			耐震性を有する住宅 ⑦ =②+④+⑤	耐震化率 ⑧ =⑦/①
				③の内、耐震性を有する戸数 ④	③の内、耐震改修済とされる戸数 ⑤	耐震性を有していない戸数 ⑥		
木造戸建て住宅	16,964	13,852	3,112	1,071	315	1,726	15,238	89.8%
共同住宅等	4,555	3,434	1,121	998	12	111	4,444	97.6%
市営住宅等	146	44	102	102	0	0	146	100.0%
合計	21,665	17,330	4,335	2,171	327	1,837	19,828	91.5%

資料：恵庭市耐震改修促進計画(令和4年3月改定)

⑤新築住宅の供給状況

新築住宅の建設戸数は、平成 17～令和元年度の 15 年間で年平均 554.9 戸となっています。内訳をみると、持ち家が年平均 257.7 戸、貸家が年平均 301.5 戸となっています。

新築住宅全体の推移をみると、平成 21,22 年度以降は平成 29 年度まで増加傾向にありましたが、平成 30 年度から減少に転じています。

表 2-13 恵庭市の年度別新築住宅の建設状況

	合計 (戸)	持ち家(戸)		貸家 (戸)	給与住宅 (戸)
		注文	分譲 [建売]		
H17 年度	937	336	285	51	2
H18 年度	689	302	270	32	0
H19 年度	619	252	222	30	0
H20 年度	518	234	213	21	0
H21 年度	363	204	189	15	1
H22 年度	363	205	199	6	0
H23 年度	383	195	195	0	1
H24 年度	448	216	192	24	0
H25 年度	507	300	262	38	1
H26 年度	520	299	272	27	0
H27 年度	658	214	181	33	0
H28 年度	567	231	191	40	0
H29 年度	717	288	244	44	0
H30 年度	559	293	250	43	1
R 元年度	475	297	242	55	0
平均	554.9	257.7	227.1	30.6	0.4
R2 年度	-	265	-	-	-
R3 年度	-	259	-	-	-

資料：各年建築統計年報[調査計画の変更に伴い、令和 2 年 4 月分より市区町村別の集計結果の公表とりやめ]

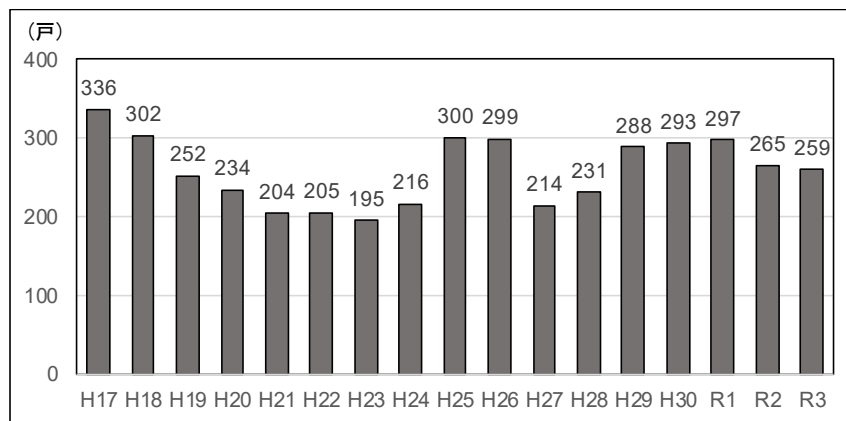


図 2-18 年度別新設住宅の建設状況の推移

⑥持ち家取得の状況

恵庭市の持ち家取得の状況をみると、平成30年で「新築（建替を除く）」（注文住宅）が最も多く52.9%、次いで「新築の住宅を購入」（建売住宅）14.7%、「中古住宅を購入」13.3%となっています。

全道と比較すると、恵庭市は「注文住宅」の割合が高く、「建売住宅」や「中古住宅を購入」の割合は低くなっています。

表 2-14 持ち家取得の状況の比較

	新築の住宅を購入 (戸)	中古住宅を購入 (戸)	新築(建替を除く) (戸)	建替 (戸)	相続 (戸)	その他 (戸)	合計 (戸)
北海道	241,700	243,900	540,600	175,100	85,100	73,100	1,359,500
	17.8%	17.9%	39.8%	12.9%	6.3%	5.4%	100.0%
恵庭市	2,630	2,390	9,480	1,640	990	780	17,910
	14.7%	13.3%	52.9%	9.2%	5.5%	4.4%	100.0%

資料：平成30年住宅・土地統計調査

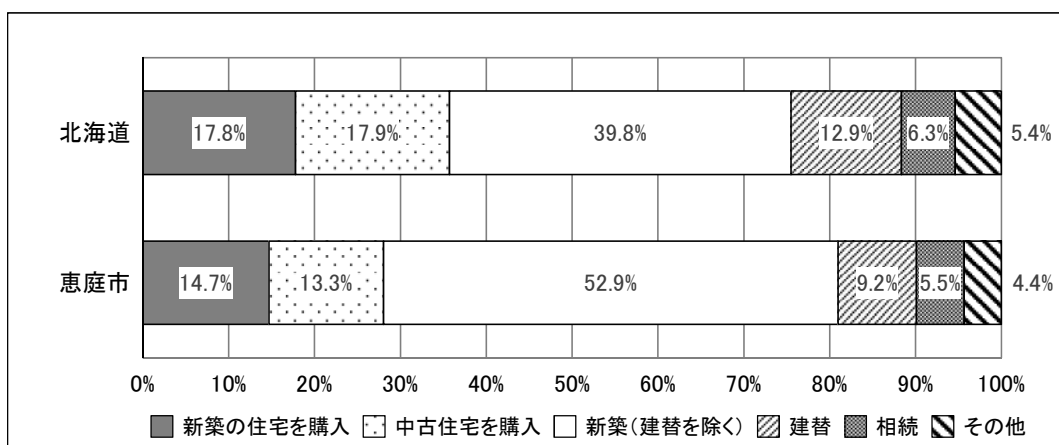


図 2-19 持ち家取得状況の比較

⑦高齢者などのための設備設置状況

既存住宅における高齢者等のための設備の設置状況をみると、平成30年で「高齢者等のための設備は全くない」専用住宅が48.4%となっており、持ち家が33.8%、借家が74.9%と借家の多くが高齢者等のための設備がない状況となっています。

平成15年～平成30年までの15年間の推移をみると、高齢者のための設備がある住宅は増加傾向にあり、4,820戸増加しています。

表 2-15 既存住宅における高齢者等のための設備設置状況

		高齢者のための設備がある						高齢者等のための設備は全くない(戸)	総数(戸)
		総数(戸)	手すりがある(戸)	またぎやすい高さの浴槽(戸)	廊下等が車椅子で通行可能(戸)	段差のない屋内(戸)	道路から玄関までの車いすでの通行可能(戸)		
H15	専用住宅	9,590	8,040	4,280	2,040	3,630	1,060	12,500	22,300
		43.0%	36.1%	19.2%	9.1%	16.3%	4.8%	56.1%	100.0%
	持ち家	8,120	7,020	3,960	1,860	3,050	1,000	6,330	14,450
		56.2%	48.6%	27.4%	12.9%	21.1%	6.9%	43.8%	100.0%
	借家	1,470	1,020	320	180	580	60	6,170	7,640
		19.2%	13.4%	4.2%	2.4%	7.6%	0.8%	80.8%	100.0%
H20	専用住宅	13,020	10,680	5,560	3,030	5,580	1,930	12,690	26,150
		49.8%	40.8%	21.3%	11.6%	21.3%	7.4%	48.5%	100.0%
	持ち家	10,620	9,440	4,910	2,590	4,290	1,680	5,700	16,320
		65.1%	57.8%	30.1%	15.9%	26.3%	10.3%	34.9%	100.0%
	借家	2,400	1,240	650	440	1,290	250	6,990	9,390
		25.6%	13.2%	6.9%	4.7%	13.7%	2.7%	74.4%	100.0%
H25	専用住宅	14,180	11,820	5,630	3,330	6,350	1,910	11,960	26,420
		53.7%	44.7%	21.3%	12.6%	24.0%	7.2%	45.3%	100.0%
	持ち家	11,200	10,030	4,820	2,510	4,560	1,350	5,100	16,300
		68.7%	61.5%	29.6%	15.4%	28.0%	8.3%	31.3%	100.0%
	借家	2,980	1,790	810	820	1,790	560	6,860	9,840
		30.3%	18.2%	8.2%	8.3%	18.2%	5.7%	69.7%	100.0%
H30	専用住宅	14,410	12,990	4,790	3,190	5,930	1,740	14,130	29,170
		49.4%	44.5%	16.4%	10.9%	20.3%	6.0%	48.4%	100.0%
	持ち家	11,670	10,840	4,210	2,700	4,670	1,260	5,960	17,640
		66.2%	61.5%	23.9%	15.3%	26.5%	7.1%	33.8%	100.0%
	借家	2,740	2,150	580	490	1,260	480	8,170	10,910
		25.1%	19.7%	5.3%	4.5%	11.5%	4.4%	74.9%	100.0%

資料: 各年住宅・土地統計調査

⑧高齢者向け住宅と施設ストック状況

恵庭市における高齢者向けの住宅と施設の状況は、令和4年で1,382人分となっており、その内訳は、高齢者向け賃貸住宅が246人分、介護保険施設が468人分、その他施設が668人分となっています

表 2-16 高齢者向け住宅と施設ストックの現状

施設		H28 定員	R4 定員	構成比
高齢者向け 賃貸住宅 (戸)	シルバーハウジング	0	0	0.0%
	サービス付き高齢者向け住宅	172	246	100.0%
	高齢者向け優良賃貸住宅	0	0	0.0%
	小計	172	246	100.0%
介護保険施設 (人)	特別養護老人ホーム	208	208	44.4%
	介護老人保健施設	200	200	42.7%
	介護療養型医療施設	60	60	12.8%
	小計	468	468	100.0%
その他施設 (人)	認知症高齢者グループホーム	153	207	31.0%
	有料老人ホーム	246	411	61.5%
	軽費老人ホーム	50	50	7.5%
	養護老人ホーム	0	0	0.0%
	生活支援ハウス	0	0	0.0%
	小計	449	668	100.0%
合計		1,089	1,382	

資料：第8期恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画、
サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(令和4年12月1日現在)

(2) 居住水準

①最低居住面積水準

恵庭市の最低居住面積水準達成状況は、平成30年で95.2%と全道の93.1%を上回っています。

所有関係別にみると、借家が94.0%と全道に比べ高くなっています。

また、恵庭市における民営借家と給与住宅の総数9,670戸のうち、最低居住面積水準以上の住戸は9,100戸であり、最低居住面積未達の住戸は570戸であるため、5.9%は最低居住面積未達の住戸となっています。

表 2-17 最低居住面積水準達成状況の比較

		主世帯 総数	持ち家	借家 計	公営 借家	UR ^{※1} ・ 公社	民営 借家	給与 住宅
北海道	総数	2,416,700	1,359,400	998,600	155,500	6,300	770,900	65,900
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	最低居住面積水準以上	2,250,700	1,351,500	899,200	149,300	6,100	682,500	61,300
		93.1%	99.4%	90.0%	96.0%	96.8%	88.5%	93.0%
恵庭市	総数	29,460	17,910	10,920	1,250	—	9,230	440
		100%	100%	100%	100%	—	100%	100%
	最低居住面積水準以上	28,040	17,780	10,270	1,170	—	8,700	400
		95.2%	99.3%	94.0%	93.6%	—	94.3%	90.9%

資料：平成30年住宅・土地統計調査

※1 UR：都市再生機構

※2 最低居住面積水準：世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。(単身者：25.0㎡、2人世帯：30.0㎡)

②誘導居住面積水準

恵庭市の誘導居住面積水準達成状況は、平成30年で65.3%と全道の64.8%を上回っています。

所有関係別にみると、持ち家および借家が全道に比べ低くなっています。

また、持ち家の割合が80.1%に対して、民間借家は44.7%と他に比べ低くなっています。

表 2-18 誘導居住面積水準達成状況の比較

		主世帯	持ち家	借家	公営	UR [※] ・	民間	給与
		総数		計	借家	公社	借家	住宅
北海道	総数	2,416,700	1,359,400	998,600	155,500	6,300	770,900	65,900
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	誘導居住面積水準以上	1,567,000	1,117,400	449,600	88,900	3,400	320,100	37,200
		64.8%	82.2%	45.0%	57.2%	54.0%	41.5%	56.4%
恵庭市	総数	29,460	17,910	10,920	1,250	-	9,230	440
		100%	100%	100%	100%	-	100%	100%
	誘導居住面積水準以上	19,240	14,350	4,890	580	-	4,130	180
		65.3%	80.1%	44.8%	46.4%	-	44.7%	40.9%

資料：平成30年住宅・土地統計調査

※1 UR：都市再生機構

※2 誘導居住面積水準：世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、一般型誘導居住面積水準と都市居住型誘導居住面積水準からなる。

※3 一般型誘導居住面積水準：都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定（単身者：57.4㎡、2人世帯：78.7㎡／北海道住生活基本計画（令和4年3月策定））

※4 都市居住型誘導居住面積水準：都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定（単身者：42.0㎡、2人世帯：58.2㎡／北海道住生活基本計画（令和4年3月策定））

(3) 住宅市場

①借家の家賃

恵庭市の借家 1 ヶ月当たりの平均家賃（共益費・管理費含まない）は平成 15 年から平成 25 年まで微増傾向にありましたが、平成 30 年は 41,662 円であり、平成 25 年に比べて減少しています。

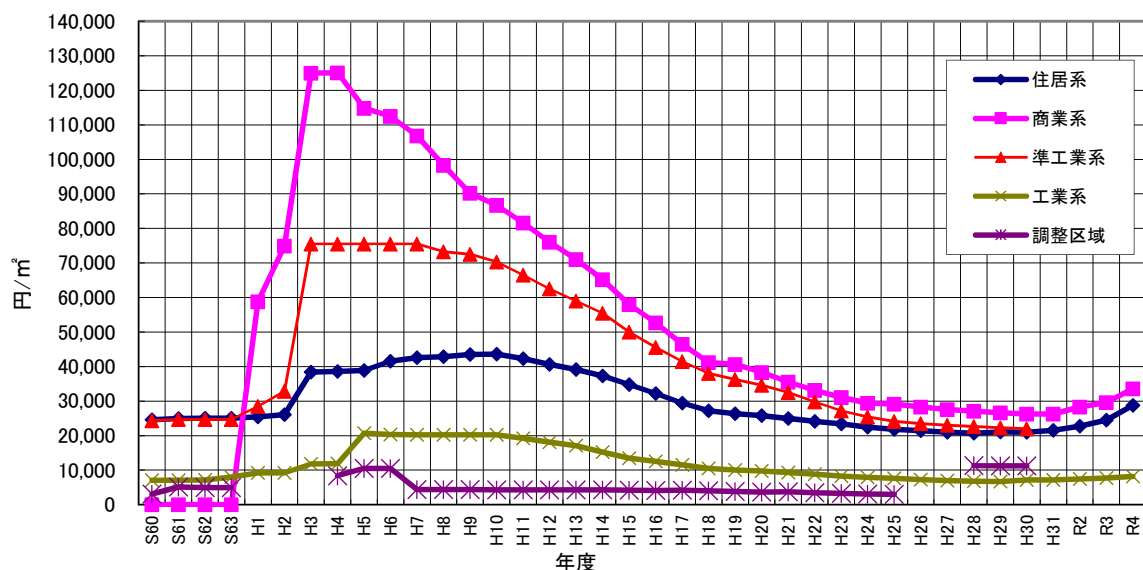
表 2-19 平均家賃の比較(共益費・管理費含まず、家賃 50 円未満を含む)

		1 ヶ月当たりの家賃・間代 (円/月)	居住室の畳数 (畳)	1 畳当たりの家賃 (円/畳・月)
北海道	H15	37,337	21	1,778
	H20	39,558	21	1,884
	H25	40,369	21	1,922
	H30	41,700	21	1,986
札幌市	H15	46,846	20	2,342
	H20	48,200	19	2,537
	H25	47,990	19	2,526
	H30	48,891	19	2,573
恵庭市	H15	37,381	24	1,558
	H20	40,980	21	1,951
	H25	41,780	21	1,990
	H30	41,662	20	2,083

資料：各年住宅・土地統計調査

②恵庭市の地価

地価公示価格の推移をみると、平成 4 年をピークに減少傾向にありましたが、平成 31 年を境に増加に転じており、住居系は令和 4 年で 28,400 円/㎡となっています。また、住宅地の過去 5 年の増減率（R3/H28）は平均で 9.6%の増加となっています。



資料：地価公示標準地・価格表(国土交通省土地鑑定委員会)

図 2-20 年度別地価公示平均価格推移

表 2-20 市街地公示地価

番号	所在	法規制	地積 (㎡)	地価(円/㎡)		増減 (円)	増減率
				H28	R4		
1	恵庭市住吉町4丁目611番	二中高	281	23,500	33,000	9,500	28.8%
2	恵庭市駒場町2丁目518番2	一低	182	19,000	25,000	6,000	24.0%
3	恵庭市相生町1丁目611番8	一住	396	25,900	38,900	13,000	33.4%
4	恵庭市幸町3丁目462番33	一低	178	17,800	21,500	3,700	17.2%
5	恵庭市北柏木町2丁目292番113	一中高	219	15,900	19,500	3,600	18.5%
6	恵庭市中島町2丁目8番8	二中高	331	20,700	28,200	7,500	26.6%
7	恵庭市島松本町3丁目548番	二中高	395	17,900	21,500	3,600	16.7%
8	恵庭市漁町330番5	二中高	176	19,700	26,500	6,800	25.7%
9	恵庭市恵み野東6丁目11番4	一低	260	20,000	24,800	4,800	19.4%
10	恵庭市島松寿町1丁目19番4	二中高	317	17,200	20,000	2,800	14.0%
11	恵庭市柏陽町3丁目208番63外	一住	274	19,800	28,200	8,400	29.8%
12	恵庭市白樺町1丁目13番53	一低	297	17,200	21,000	3,800	18.1%
13	恵庭市和光町5丁目530番47	一住	234	15,800	20,000	4,200	21.0%
14	恵庭市柏陽町1丁目8番2	一低	332	21,800	32,400	10,600	32.7%
15	恵庭市恵み野西1丁目13番7	一低	231	33,900	44,000	10,100	23.0%
16	恵庭市恵み野北2丁目3番21	一低	247	25,100	32,500	7,400	22.8%
			平均	20,700	27,313	6,613	23.2%

資料：国土交通省土地総合ライブラリー

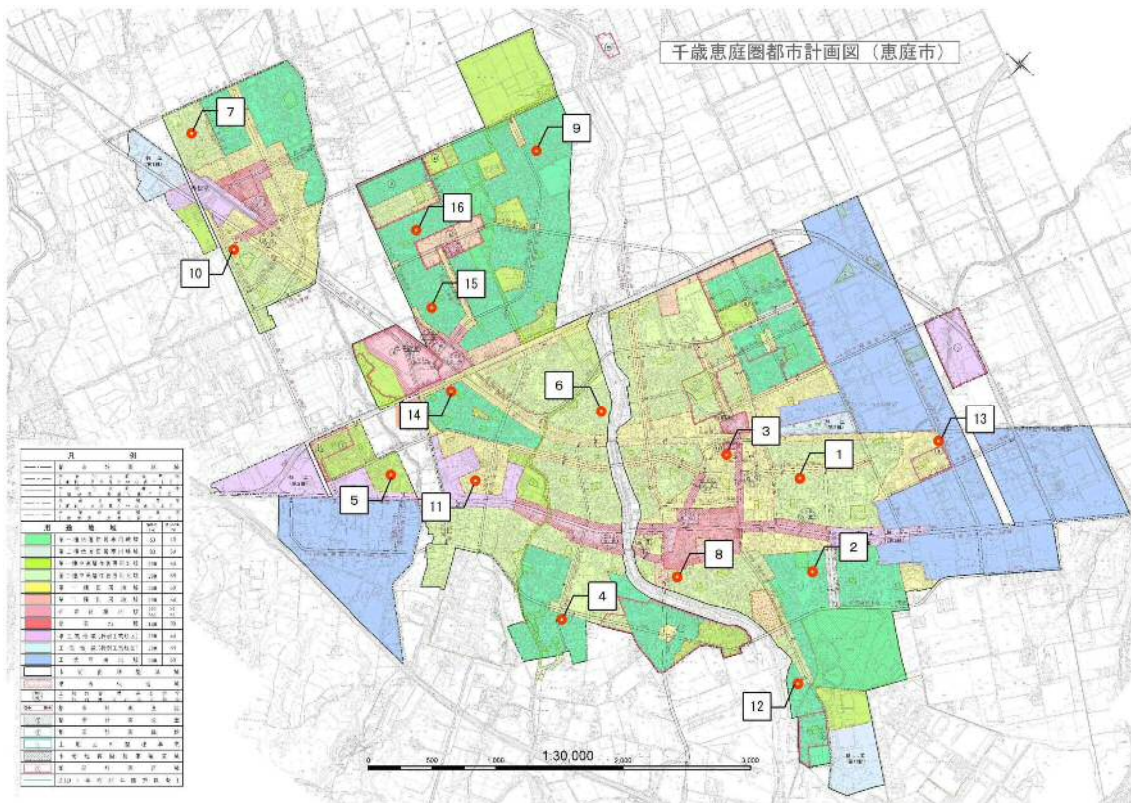


図 2-21 恵庭市市街地公示地価位置図

2-3. 公営住宅の管理状況、入居者の特性

(1) 管理戸数

公営住宅等は令和4年4月1日現在、市営住宅が123棟1,162戸、道営住宅が3棟54戸、合わせて126棟1,216戸が管理されています。

市営住宅は、公営住宅が10団地121棟1,130戸、改良住宅が1団地2棟32戸です。

表 2-21 公営住宅等の概要

管理区分	種別	地域	団地名	構造※1	建設年度	棟数(棟)	戸数(戸)	敷地面積(m ²)	
市営	公営住宅	恵庭	柏陽	簡平、簡二	S46~52	72	328	52,099	
			恵央	中耐	H15~17,19,24	5	182	39,143	
			桜町	中耐	H3~7,9,10	12	228	28,394	
			旭	中耐	S52~54	5	166	13,952	
			有明	中耐	H1	2	33	3,738	
			若草	簡二	S53,58,59	4	28	10,014	
		島松	寿第1	中耐、高耐	S54,55,H15	3	58	7,389	
			寿第2	簡平	S41~42	10	37	6,370	
			寿第3	簡平	S49~50	6	22	4,760	
		恵み野	恵み野南	中耐	S60,H13	2	48	6,977	
	小計				—	—	121	1,130	172,837
	改良住宅	恵庭	福住	中耐	S56	2	32	3,103	
			小計				—	—	2
市営計				—	—	123	1,162	175,940	
道営	公営住宅	恵み野	恵み野	中耐	H12~13	3	54	8,366	
		道営計				—	—	3	54
合計						126	1,216	184,306	

資料: 恵庭市調べ(令和4年4月1日現在)

※1 構造

- ・簡平: 簡易耐火構造平屋建て
- ・簡二: 簡易耐火構造二階建て
- ・中耐: 中層(3~5階)耐火構造
- ・高耐: 高層(6階以上)耐火構造
- ・簡易耐火構造: 建築基準法(H4改正前)で規定された構造で、外壁をブロック造などの耐火構造とし、屋根を不燃材料で葺いたもの。
- ・耐火構造: 壁、柱、床などの主要構造部が鉄筋コンクリート造などの耐火構造で造られているもの。

(2) 立地特性

公営住宅等は、恵庭地区に7団地、島松地区に3団地、恵み野地区に2団地(道営含む)が立地しています。恵庭地区の西部にある、柏陽・恵央団地については、建替を進めています。

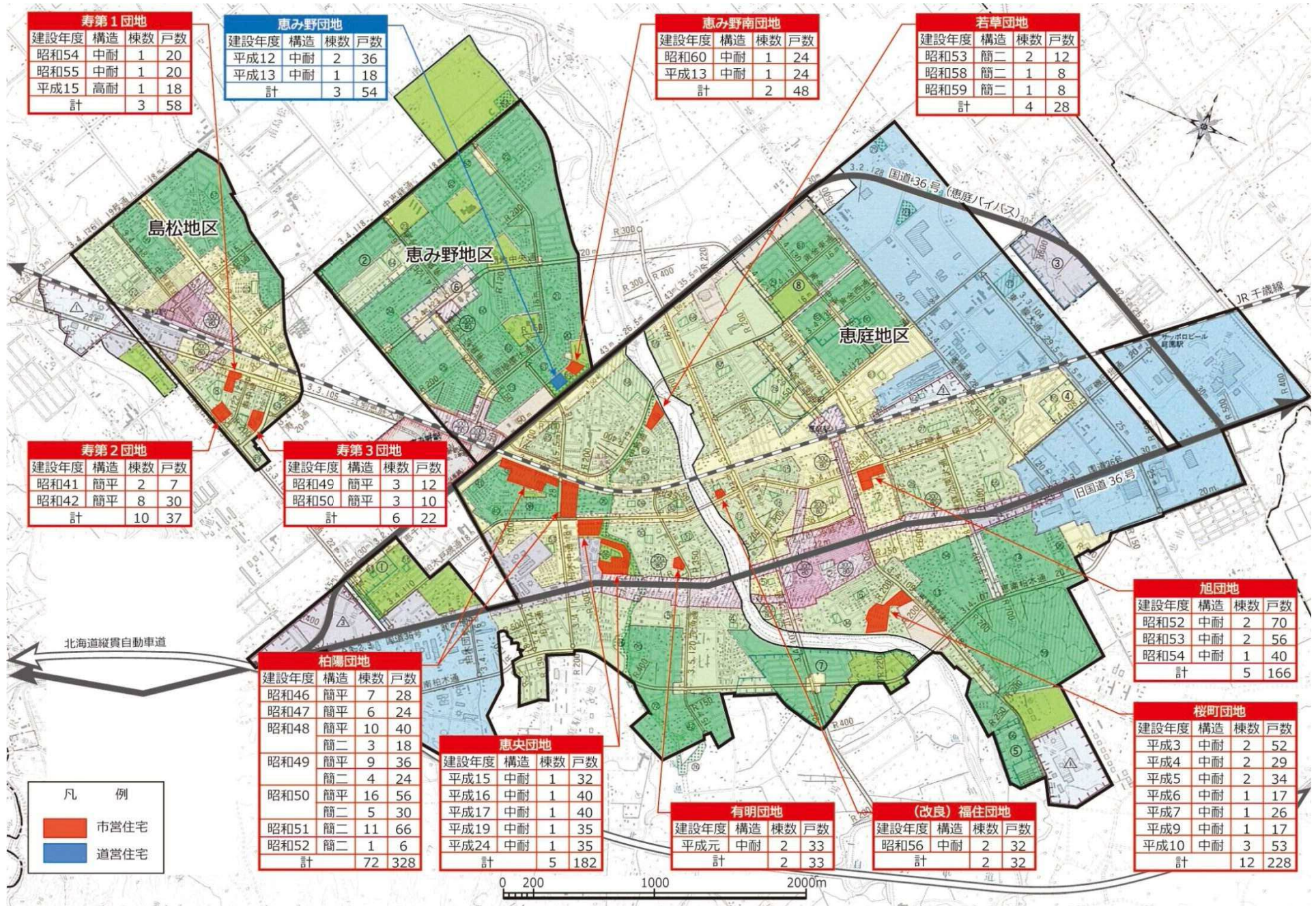


図2-22 公営住宅の位置図

※令和4年4月1日現在

(3) 構造、建設年度

市営住宅の構造は、簡易耐火構造平屋建て住宅（簡平）が243戸（20.9%）、簡易耐火構造2階建て住宅（簡二）が172戸（14.8%）、耐火構造住宅（耐火）が747戸（64.2%）です。

簡易耐火構造平屋建て住宅の全戸（243戸）と、簡易耐火構造2階建て住宅（156戸）の合計399戸（96.1%）が耐用年数を経過している状況にあります。

表 2-22 構造別整備戸数

(単位:戸)

	合計		簡平		簡二		耐火	
	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
S45以前(～1970)	37	3.2%	37	3.2%				
S46～50(1971～1975)	278	23.9%	206	17.7%	72	6.2%		
S51～55(1976～1980)	290	25.0%			84	7.2%	206	17.7%
S56(1981)	32	2.8%					32	2.8%
計(S56年以前)	637	5.5%	243	2.1%	156	13.4%	238	20.5%
S57～60(1982～1985)	40	3.4%			16	1.4%	24	2.1%
S61～H2(1986～1990)	33	2.8%					33	2.8%
H3～7(1991～1995)	158	13.6%					158	13.6%
H8～12(1996～2000)	70	6.0%					70	6.0%
H13以降(2001～)	224	19.3%					224	19.3%
計	1,162		243	20.9%	172	14.8%	747	64.2%

資料: 恵庭市調べ(令和4年4月1日現在)

(4) 入居世帯の特性

令和4年4月1日現在、市営住宅1,162戸のうち入居世帯は826世帯で入居率71.3%です。

表 2-23 団地別入居率の状況

種別	地域	団地名	a. 戸数	c. 入居世帯数	d=c/a. 入居率
公営住宅	恵庭	柏陽	328	155	47.3%
		恵央	182	167	91.8%
		桜町	228	167	73.2%
		旭	166	139	83.7%
		有明	33	30	90.9%
		若草	28	22	78.6%
	島松	寿第1	58	44	75.9%
		寿第2	37	23	62.2%
		寿第3	22	14	63.6%
	恵み野	恵み野南	48	41	85.4%
	小計	1,130	802	71.0%	
改良住宅	恵庭	福住	32	26	81.3%
	小計		32	26	81.3%
合計			1,162	828	71.3%

資料: 恵庭市調べ(令和4年4月1日現在)

(5) 高齢世帯

高齢世帯（65歳以上の高齢者のいる世帯）は562世帯（入居世帯のうち、68.0%）となっています。

団地別で高齢者がいる世帯の比率が高いのは、寿第三団地（93.3%）、次いで寿第二団地（91.3%）、柏陽団地（80.7%）となっています。

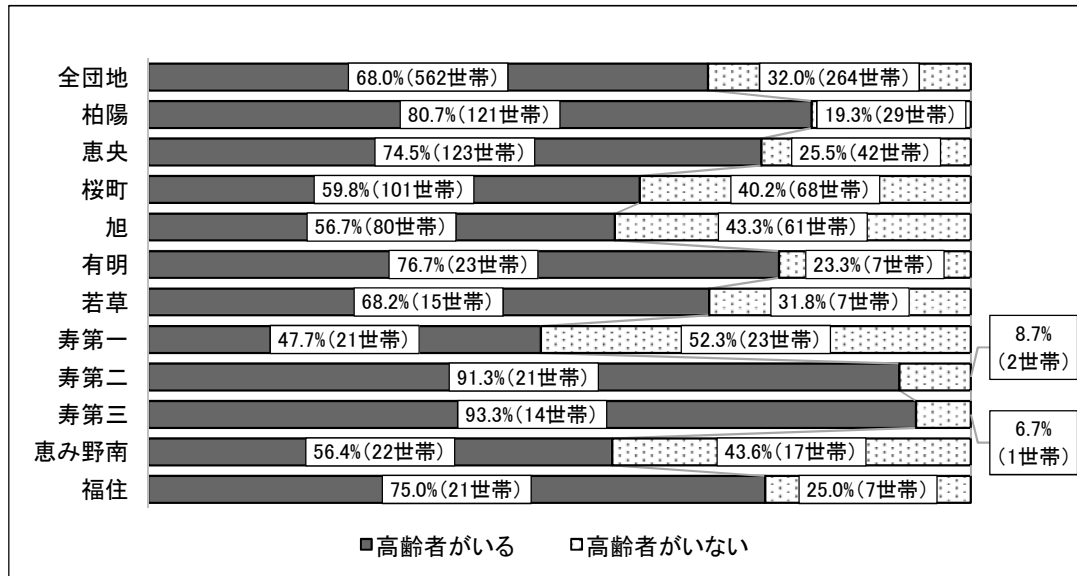


図 2-23 市営住宅団地別高齢世帯の状況

(6) 子育て世帯

子育て世帯（11歳以下の子どもがいる世帯）は63世帯（入居世帯のうち、7.6%）となっています。

団地別で11歳以下の子どもがいる世帯の比率が高いのは、寿第一団地（18.2%）、次いで桜町団地（11.8%）、有明団地（10.0%）となっています。

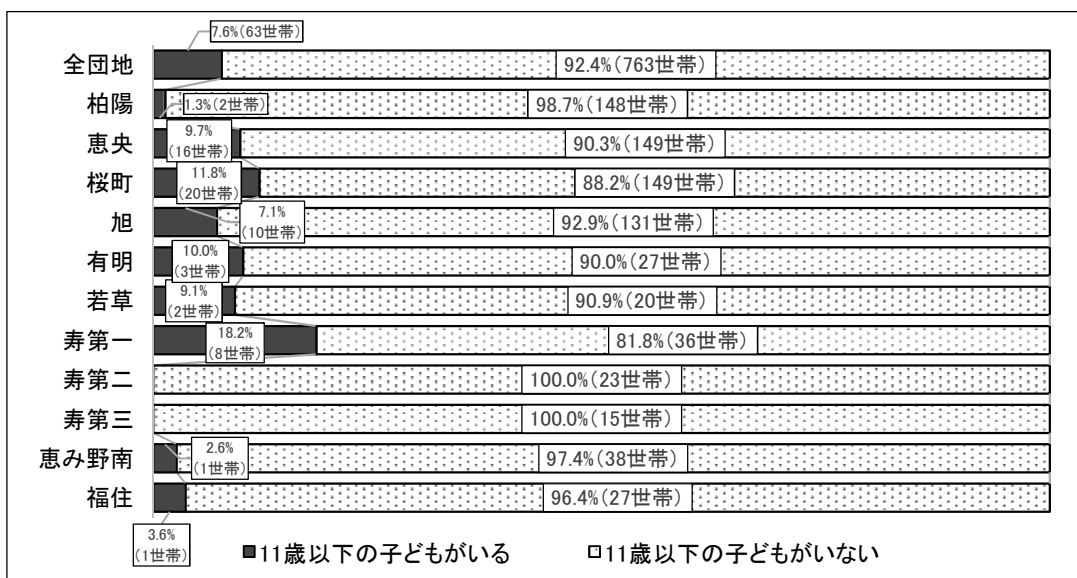


図 2-24 市営住宅団地別子育て世帯の状況

(7) 収入超過・高額所得世帯

市営住宅入居者のうち、収入超過者は52世帯(6.3%)、高額所得者は2世帯(0.2%)で、合計54世帯(6.5%)です。

(8) 世帯人員別世帯数

世帯人員別世帯数は、単身世帯(47.6%)が最も多く、次いで2人世帯(35.4%)、3人世帯(10.3%)となっています。一般世帯の単身世帯が29.3%に対して、高齢世帯の単身世帯は半数以上の53.8%と、高齢世帯の過半を占める状況にあります。

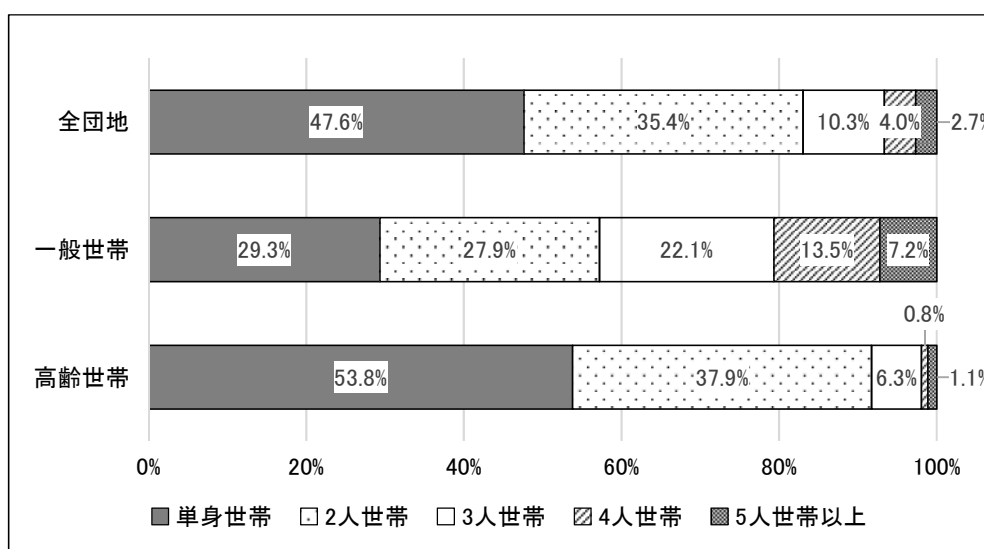


図 2-25 世帯人員別世帯数割合の比較

2-4. 市民意向

(1) 市民意向調査（市民意識調査の活用）

恵庭市で令和3年度に実施した「恵庭市民意識調査（まちづくりアンケート）」の住環境に関する結果を以下に整理します。

○まちの印象について

1) 「恵庭市」の住み心地

- ・恵庭市の住み心地は、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた割合が92.3%となり、回答者の9割以上が住みやすいと評価している。

2) 「恵庭市」に住み続けたいか

- ・恵庭市への定住意向については、「ずっと住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた割合が88.4%であり、回答者の8割以上の継続的な居住意向があります。

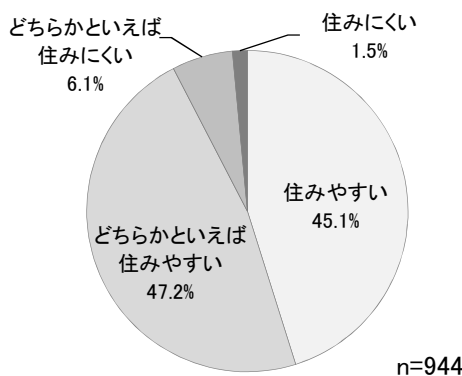


図 2-26 「恵庭市」の住み心地

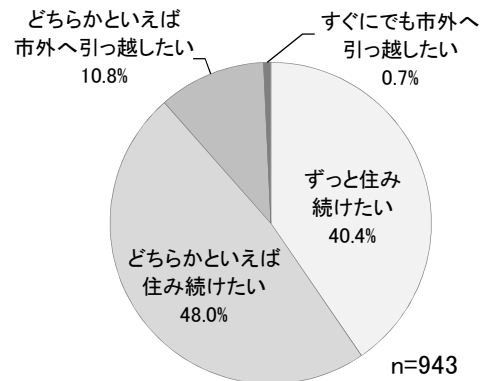


図 2-27 「恵庭市」に住み続けたいか

3) 「恵庭市」に住み続けたい理由

- ・恵庭市に住み続けたい理由としては、「持ち家があるから（実家がそばにあるから）」が58.4%で最も多く、「大都市や空港に近いから」も57.4%の回答が得られた。
- ・次いで「花や緑が多く自然環境に恵まれているから」が35.8%、「地域に愛着を感じるから」が29.3%となり、郊外居住地としての利便性の高さを評価する回答が上位を占めた。

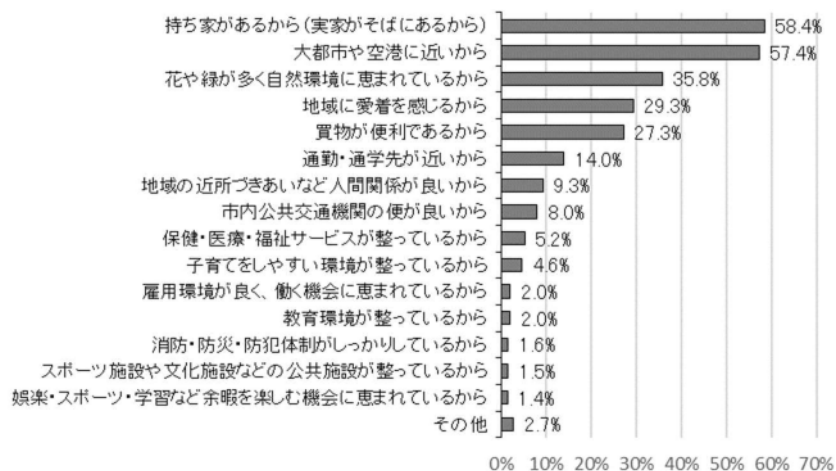


図 2-28 「恵庭市」に住み続けたい理由

※「回答者属性」の一部調査結果および「まちの印象について」の調査結果を抜粋

2-5. 恵庭市住生活基本計画検討懇談会

本計画の策定にあたり、学識経験者、関係機関・団体等の有識者で構成された「恵庭市住生活基本計画検討懇談会」を設置し、恵庭市及び計画に係る課題や施策の方向性などについて意見交換を行いました。

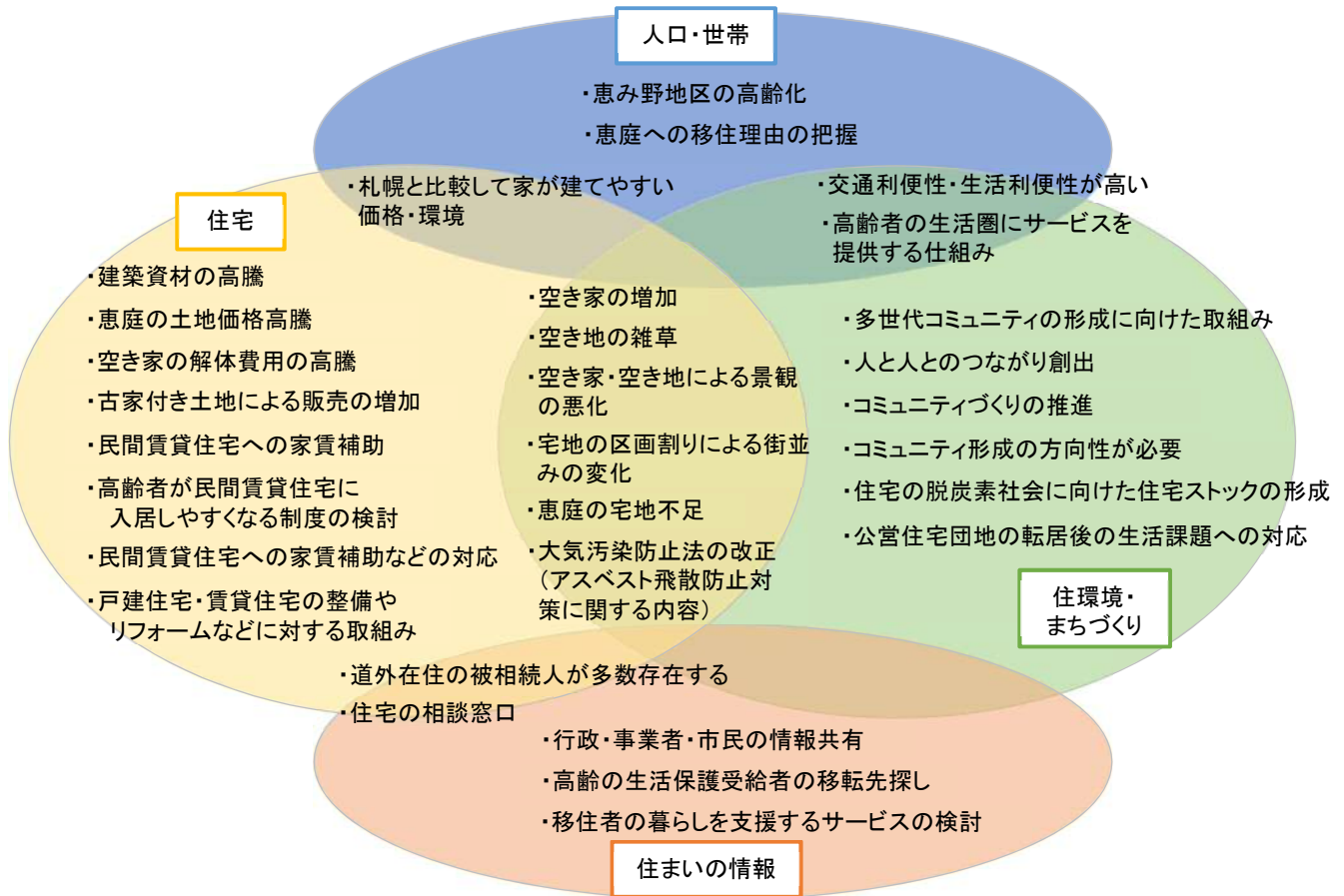


図 2-29 懇談会意見のまとめ(第1回住生活基本計画検討懇談会より)

2-6. 住まいに関する新たな社会動向、住宅制度

国においては、居住ニーズの多様化や社会情勢の変化に柔軟に応える良質な住宅ストックの形成するため、「住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月）」の見直しを行いました。

住生活基本計画（全国計画）では、住生活をめぐる状況と課題として、以下のものが挙げられています。

- 長期的な世帯減少
- 大規模な災害への対応、防災まちづくり
- 急速な技術革新、DX、働き方改革
- 2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、新たな生活様式、働き方の変化
- 勤務場所に縛られない新たなライフスタイル、二地域居住・地方移住、ワーケーション
- セーフティネット住宅 など

◆住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月）

①「社会環境の変化」の視点
【目標1】「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現 【目標2】頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保
②「居住者・コミュニティ」の視点
【目標3】子どもを産み育てやすい住まいの実現 【目標4】多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり 【目標5】住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備
③「住宅ストック・産業」の視点
【目標6】脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 【目標7】空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進 【目標8】居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

2-7. 課題の整理

【課題1】 人口・世帯	①人口減少、少子高齢化の進行	令和2年の人口は70,331人、人口は令和2年まで増加傾向でしたが、令和2年以降は減少傾向 令和2年で年少人口（15歳未満）が12.4%、高齢者人口（65歳以上）が28.0%。直近15年間で年少人口は減少し、高齢者人口が増加。少子高齢化が進行
	②小規模世帯の増加	令和2年で1人世帯が33.1%、2人世帯が32.5%、3人以上世帯が34.4%。直近15年間で2人以下世帯が増加傾向
	③移住・定住対策	人口・世帯数の定着及び増加のためには、市民の定住の維持、市外からの移住者を受け入れる環境づくりが必要
【課題2】 住宅	①少子高齢社会への対応	子育て世帯、高齢者世帯が安心して暮らせる住宅の対応が必要
	②住宅の耐震化	地震対策としての耐震方策の継続、災害に強い住環境づくりが必要
	③市営住宅の位置づけ	住宅に困窮する世帯の居住の安定を確保する役割の市営住宅において、長期的視点に立った計画的で効率的な維持管理・整備等が必要
	④民間活力の導入	市営住宅の整備事業実施に当たり、民間活力の導入の推進が必要
	⑤セーフティネット住宅	住宅確保要配慮者に対応するセーフティネット住宅の対応が必要
【課題3】 住環境・まちづくり	①コンパクトシティ	人口・世帯数減少社会に対応したコンパクトシティの形成が必要
	②花のまち（ガーデンシティ）	これまでの花を活かしたまちづくりや、豊かな自然環境を活かしたまちづくりを今後も継続し、より魅力ある住環境づくりが必要
	③脱炭素社会、ゼロカーボン	脱炭素社会の実現に向けて、CO2削減・省エネ等に寄与する良質住宅ストックの普及が必要
	④空き家、空き地の対策	市の空き家戸数は4,070戸、空き家率は12.1%。今後増加が見込まれ、空き家等の適正管理や利活用、解体等の適切な対策が必要
【課題4】 住まいの情報	①住宅施策、補助制度等の情報提供・周知	多様な世帯の豊かな暮らしの実現に向けて、住宅施策や補助制度等の情報提供・周知が必要
	②住まいの相談窓口	安全で安心できる暮らしのための住まいの相談窓口の充実が必要

3. 住宅施策の目標

3-1. 恵庭市の住宅施策の目標

(1) 基本理念

上位計画である第5期恵庭市総合計画では「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」を将来都市像としています。基本目標のひとつである「地域資源・都市基盤を活かしたまち」では、「住み続けたいくなるようなまちづくり 住まいづくり」に向けて、住宅の居住水準向上や多様な世帯に対応した住宅流通支援、市営住宅の適正な管理などを進めていくとしています。

恵庭市では、今後、人口減少に転じるとともに、少子高齢化が進展するなど住宅・住環境を取り巻く情勢が大きく変化することから、住宅政策の対応が求められています。

恵庭市住宅政策基本計画の平成28年度計画では基本理念を「水と緑と花に彩られ 夢ふくらむ 住まい・住環境づくり」と定めています。

本計画では、前計画の基本理念を踏襲し、本市において誰もが快適に暮らし続けられる住まい・住環境づくりを目指します。

基本理念

花と水と緑に彩られ 夢ふくらむ 住まい・住環境づくり

(2) 基本目標

基本理念を実現するために、多様な暮らしへの対応【暮らし】、安全・安心な住宅の整備【安全安心】、地域・住宅関連産業等の活性化【活性化】の3つの視点から取り組むこととし、次の視点と基本目標を設定します。

基本目標1

【暮らし】多様な世帯が住み続けたくなる住まい・住環境づくり

少子高齢化が進展する中で、子どもから高齢者、移住者が恵庭で快適に住み続けられる住宅・住環境づくりを目指します。

また、市民が住宅ニーズ・ライフスタイル等の変化による住み替えを容易にし、恵庭でいつまでも住み続けられるよう、住み替えを支援する体制整備や住宅相談窓口整備をより一層進めます。

基本目標2

【安全安心】すべての人が安全安心に暮らせる住まい・住環境づくり

高气密・高断熱、省エネルギー等質の高い住宅について、国・北海道の制度による普及を進めるとともに、既存住宅についてもリフォーム等による耐震化、断熱化などの性能向上を促進します。

また、住宅セーフティネットの中核を担ってきた公営住宅等を適正に管理し、供給するため、計画的な整備事業を推進します。

基本目標3

【活性化】地域の活性化につながる住まい・住環境づくり

移住希望者などの住宅需要に対応するため、空き家・空き地の流通・活用による住宅・宅地の供給促進に向けた取組みを進めます。

また、市の玄関口であるJR駅を中心としたまちなか居住による中心部の活性化、花や緑を活かした住環境形成の継続等による地域や市民の暮らしの向上を目指します。

なお、住宅に困窮する世帯に対しては、既存民間賃貸住宅の活用による住宅確保に向けた取組みを進めます。

さらに、良質な住宅ストックの形成に向けて、住宅関連事業者の技術力向上に向けた普及啓発を促進し、住宅関連産業の活性化を目指します。

3-2. 将来人口・世帯数の想定

(1) 見直しの基本的な考え方

公的支援住宅必要戸数を恵庭市住生活基本計画の平成 28 年度計画から見直すにあたり、将来人口や世帯数は、更新された実績値等や「住宅確保要配慮者世帯数推計プログラム」に基づいて公的支援住宅必要戸数を算出し、設定します。

表 3-1 R4 年度計画における主な見直し項目

	H28	R4
将来人口	人口ビジョン	人口ビジョン 2019
人口数・世帯数	H7 から H27 まで実績値	H7 から R2 まで実績値
公的支援世帯数	ストック推計プログラム	住宅確保要配慮者世帯数推計プログラム
生活保護受給世帯数	H27 年度実績	R3 年度実績

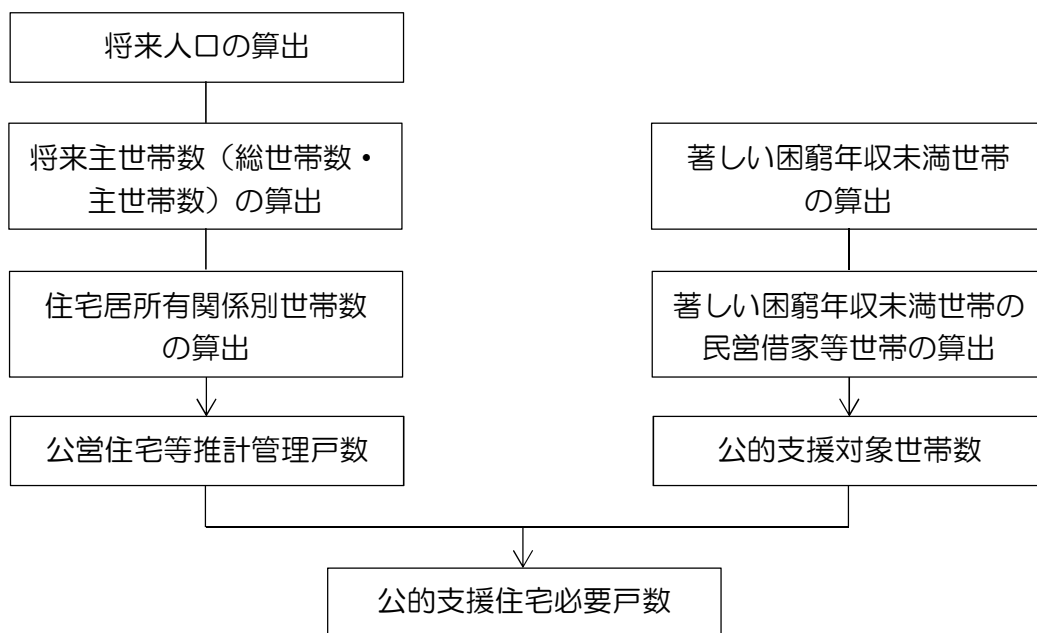


図 3-1 公的支援住宅必要戸数算出フロー図

(2) 将来人口

人口は、令和2年国勢調査で70,331人、直近25年間（平成7～令和2年）は増加傾向で推移しています。

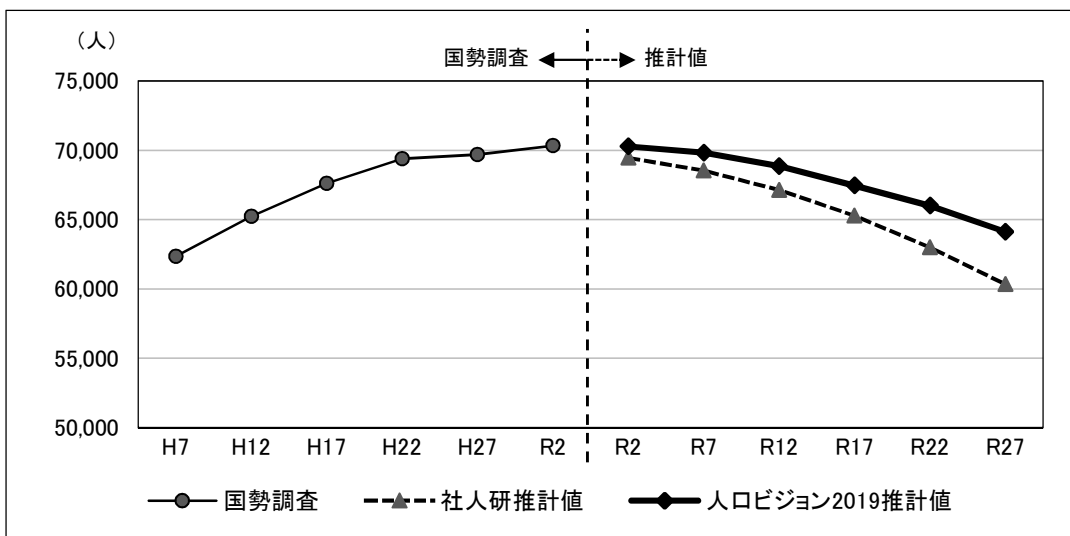
国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の将来人口（平成30年3月）では、令和2年以降減少傾向で推移し、令和12年に67,130人、令和27年に60,338人としています。

恵庭市人口ビジョン2019における将来人口も社人研の将来人口と同様、令和2年以降減少傾向で推移し、令和12年に68,851人、令和27年に64,128人としています。

本計画の将来人口については、上位・関連計画との整合を図り、「恵庭市人口ビジョン2019」の将来人口を採用します。

表 3-2 将来人口の推計

	実績値						推計値					
	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R2	R7	R12	R17	R22	R27
国勢調査	62,351	65,239	67,614	69,384	69,702	70,331	-	-	-	-	-	-
社人研推計準拠	-	-	-	-	-	-	69,451	68,548	67,130	65,292	63,004	60,338
人口ビジョン2019	-	-	-	-	-	-	70,282	69,825	68,851	67,461	66,000	64,128



資料：恵庭市人口ビジョン2019

図 3-2 将来人口の推移

(3) 将来世帯数

恵庭市の一般世帯数^{*}は、令和2年国勢調査で30,276世帯です。推移をみると増加傾向にあります。

社人研の将来人口による将来世帯数(c)は、国土交通省国土技術政策総合研究所(以下、国総研)の「世帯数推計プログラム」で算出します。また、社人研の将来人口(b)と将来世帯数(c)を用いて世帯人員(d=b/c)を算出します。将来世帯数(c)は、令和7年まで増加傾向で推移し、その後減少傾向となっています。

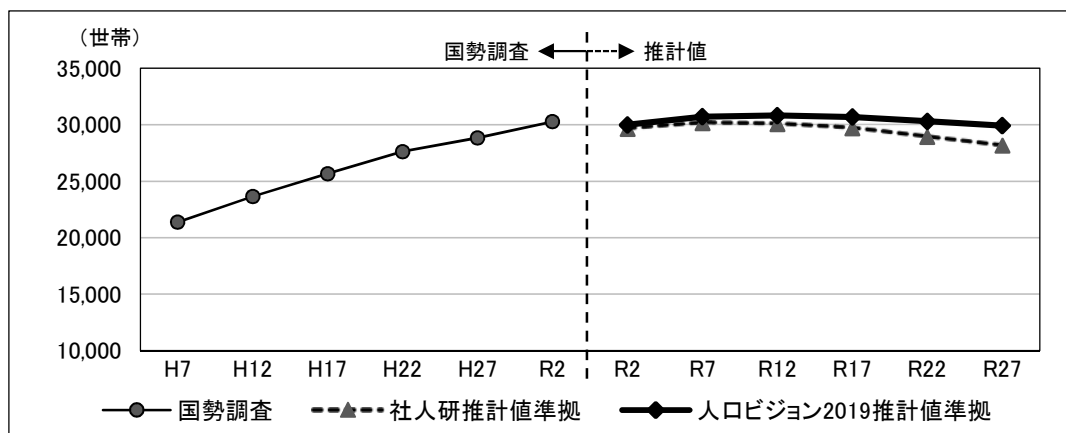
一方、人口ビジョン2019による将来世帯数(f)は、人口ビジョン2019による将来人口(e)と国総研の「世帯数推計プログラム」で算出した世帯人員(d)から算出します。将来世帯数(f)は、令和12年まで増加傾向で推移し、その後減少傾向となっています。

本計画の将来世帯数(一般世帯)については、上位・関連計画との整合を図り、「恵庭市人口ビジョン2019」の将来人口に基づき算出した将来世帯数を採用することとします。

※一般世帯数：「施設等の世帯」以外の世帯数。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・診療所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいう。

表 3-3 将来世帯数の推計

	算定根拠	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R2	R7	R8	R12	R14	R17	R22	R27
a 一般世帯数	国勢調査	21,314	23,581	25,579	27,546	28,752	30,172	-	-	-	-	-	-	-	-
b 主世帯率	社人研	-	-	-	-	-	-	69,451	68,548	68,264	67,130	66,395	65,292	63,004	60,338
c 将来世帯数	国総研「世帯推計プログラム」	-	-	-	-	-	-	29,642	30,153	30,132	30,049	29,911	29,703	28,938	28,160
d 世帯人員	d=b/c	-	-	-	-	-	-	2,3430	2,2733	2,2655	2,2340	2,2198	2,1982	2,1772	2,1427
e 将来人口	人口ビジョン2019	-	-	-	-	-	-	70,282	69,825	69,630	68,851	68,295	67,461	66,000	64,128
f 将来世帯数	f=e/d	-	-	-	-	-	-	29,997	30,715	30,735	30,819	30,767	30,690	30,314	29,929



資料：恵庭市人口ビジョン2019 図 3-3 将来世帯数の推移

(4) 将来世帯数・住宅所有関係別世帯数

①主世帯数

主世帯数^{※1}については、一般世帯数に主世帯率を乗じて算出します。

平成22年～令和2年の実績値に基づき、主世帯率が令和2年以降も98.0%で推移すると想定し、令和2年～令和27年における主世帯率を以下のように設定します。

※1 主世帯数：持ち家・公営借家・民営借家・給与住宅に居住する世帯

表 3-4 主世帯数(概数)の推計

	実績値(国勢調査)						推計値(人口ビジョン2019)							
	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R2	R7	R8	R12	R14	R17	R22	R27
a 一般世帯数	21,314	23,581	25,579	27,546	28,752	30,172	29,997	30,715	30,735	30,819	30,767	30,690	30,314	29,929
b 主世帯率	97.3%	97.0%	96.2%	97.8%	97.8%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
c 主世帯数 (c=a×b)	20,748	22,883	24,610	26,927	28,120	29,562	29,397	30,101	30,120	30,203	30,152	30,076	29,708	29,330

※2 R14 一般世帯数：R12・17 推計値から案分

②住宅所有関係別世帯数

住宅所有関係別世帯数については、平成7年～令和2年の実績値（国勢調査）からトレンド推計により持ち家率、民間借家と給与住宅の合計比率を算出し推計を行います。

公営借家については、住宅セーフティネットの役割を持つことから、借家全体から民間借家と給与住宅の合計比率を差し引いた割合とします。

計画期間最終年の令和14年における住宅所有関係別世帯数は、令和12年の各世帯数割合で推移すると想定します。また、令和27年における公営住宅世帯は、平成28年度計画と同様に800世帯に設定します。

表 3-5 住宅所有関係別世帯数(概数)の推計

	実績値(国勢調査)						推計値(人口ビジョン 2019)					
	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R14	R17	R22	R27
主世帯数	20,748	22,883	24,610	26,927	28,120	29,562	30,101	30,203	30,152	30,076	29,708	29,330
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
持ち家	13,325	14,870	15,908	17,156	18,019	18,623	18,819	18,605	18,574	18,256	17,896	17,530
	64.2%	65.0%	64.6%	63.7%	64.1%	63.0%	62.5%	61.60%	61.60%	60.7%	60.2%	59.8%
借家	7,423	8,013	8,702	9,771	10,101	10,939	11,282	11,598	11,578	11,820	11,812	11,800
	35.8%	35.0%	35.4%	36.3%	35.9%	37.0%	37.5%	38.40%	38.40%	39.3%	39.8%	40.2%
公営借家	1,292	1,303	1,326	1,121	1,099	946	895	833	832	826	813	800
	6.2%	5.7%	5.4%	4.2%	3.9%	3.2%	3.0%	2.76%	2.76%	2.8%	2.7%	2.7%
民間+給与	6,131	6,710	7,376	8,650	9,002	9,993	10,386	10,765	10,747	10,993	10,999	11,000
	29.5%	29.3%	30.0%	32.1%	32.0%	33.8%	34.5%	35.64%	35.64%	36.6%	37.0%	37.5%

3-3. 公的支援住宅必要戸数・公営住宅管理戸数の推計

(1) 著しい困窮年収未満の世帯数

著しい困窮年収未満の世帯数は、「住宅確保要配慮者世帯数推計プログラム※」を用いて算出しています。

恵庭市の困窮年収未満の世帯数は、令和17年まで増加傾向となっています。

※住宅確保要配慮者世帯数推計プログラム：公営住宅等長寿命化計画策定指針（改定）（国土交通省、平成28年8月）による「ストック推計プログラム」を改良し、令和3年10月に国土交通省より公表されたプログラム。

表 3-6 公営住宅の入居資格世帯数及び著しい困窮年収未満世帯数

	R2	R7	R12	R14	R17	R22	R27
借家世帯数	10,939	11,282	11,598	11,578	11,820	11,812	11,800
公営住宅の入居資格世帯数(政令月収 15.8 万円)	4,434	4,597	4,669	4,681	4,698	4,660	4,618
著しい困窮年収未満の世帯数(政令月収 10.4 万円)	2,885	3,082	3,185	3,202	3,227	3,199	3,182

資料：住宅確保要配慮者世帯数推計プログラム(国土交通省、令和3年10月)

(2) 生活保護受給世帯数

令和3年度実績は、749世帯です。そのうち、市営住宅に入居する世帯は、120世帯、生活保護受給持ち家世帯は、25世帯あります。

(3) 公営住宅借家世帯・公営住宅推計管理戸数

公営借家世帯数(a)は、表5-1から832世帯に設定します。恵庭市の公営住宅は市営住宅のほかに道営住宅が54戸あるため入居率を93%と想定すると、道営住宅世帯数(a2)は50世帯になります。市営住宅世帯数(a1)は、公営借家世帯数(a)から道営住宅世帯数(a2)を減じた782世帯になります。

一方、公営住宅管理戸数(b)については、建替事業、用途廃止や現在の入居状況を加味し、入居率が90%で推移すると想定すると、924戸となります。道営住宅管理戸数(b2)は54戸あるため、公営住宅管理戸数(b)から減じた870戸を市営住宅管理戸数(b1)に設定します。

表 3-7 公営借家世帯数の将来推計

	実績値		推計値					
	H28	R4	R7	R12	R14	R17	R22	R27
公営借家世帯数 a	-	-	895	833	832	826	813	800
市営住宅 a1	1,042	828	845	783	782	776	763	750
道営住宅 a2	-	-	50	50	50	50	50	50
市営住宅管理戸数 b	1,162	1,162	995	926	924	918	903	889
市営住宅 b1	-	-	941	872	870	864	849	835
道営住宅 b2	-	-	54	54	54	54	54	54
入居率	89.7%	71.3%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%

(4) 著しい困窮年収未満の民間借家等世帯・公的支援住宅戸数

今後の公的賃貸住宅の需要を把握するため、借家に居住する世帯における「著しい困窮年収未満の世帯」を推計します。

公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯（公的支援対象世帯）は、著しい困窮年収未満の世帯数のうち、公営借家世帯及び生活保護受給世帯を除いた最低居住面積水準未満の住宅に居住している民間借家等世帯です。

表 3-8 公的支援対象世帯推計

	R7	R12	R14	R17	R22	R27
著しい困窮年収未満の世帯数(ストック推計結果) a ^{※1}	3,082	3,185	3,202	3,227	3,199	3,182
公営借家世帯数 b	894	834	832	826	813	800
生活保護受給世帯(市営住宅入居者を除く) c ^{※2}	605	605	605	605	605	605
著しい困窮年収未満の民間借家等世帯 d=a-b-c	1,583	1,746	1,765	1,796	1,781	1,777
公的支援対象世帯 e=d×5.9% ^{※3}	93	103	104	106	105	105

※1 住生活基本計画（全国計画）で定める最低居住面積水準を満たす面積の住宅に居住するために必要な年収に満たない借家世帯 政令月収 10.4 万円（収入分位 10%）

※2 生活保護受給世帯 750 世帯（R3 年度実績 749 世帯を勘案）から市営住宅に居住する生活保護受給世帯 120 世帯（R3 年度実績 120 世帯を勘案）及び生活保護受給持ち家世帯 25 世帯（R3 年度実績 25 世帯を勘案）を差し引いた値

※3 民間借家+給与住宅の最低居住面積水準未満世帯率（平成 30 年住宅・土地統計調査）

(5) 令和 14 年度における公的支援住宅必要戸数

本計画終了年である令和 14 年度の著しい困窮年収未満の世帯数は 3,202 世帯と推計されます。

著しい困窮年収未満の世帯数の内訳は、生活保護受給世帯が概ね 605 世帯、公営借家世帯数が 832 世帯、著しい困窮年収未満の民間借家等世帯が 1,765 世帯と想定され、市営住宅管理戸数は 870 戸、公的支援対象世帯は概ね 100 世帯と推計されます。

公的支援が必要な戸数は、市営住宅推計管理戸数及び公的支援対象世帯数を合わせた概ね 970 戸となります。これらについては、市所有の市営住宅管理戸数及び民間賃貸住宅の活用等によるものとします。

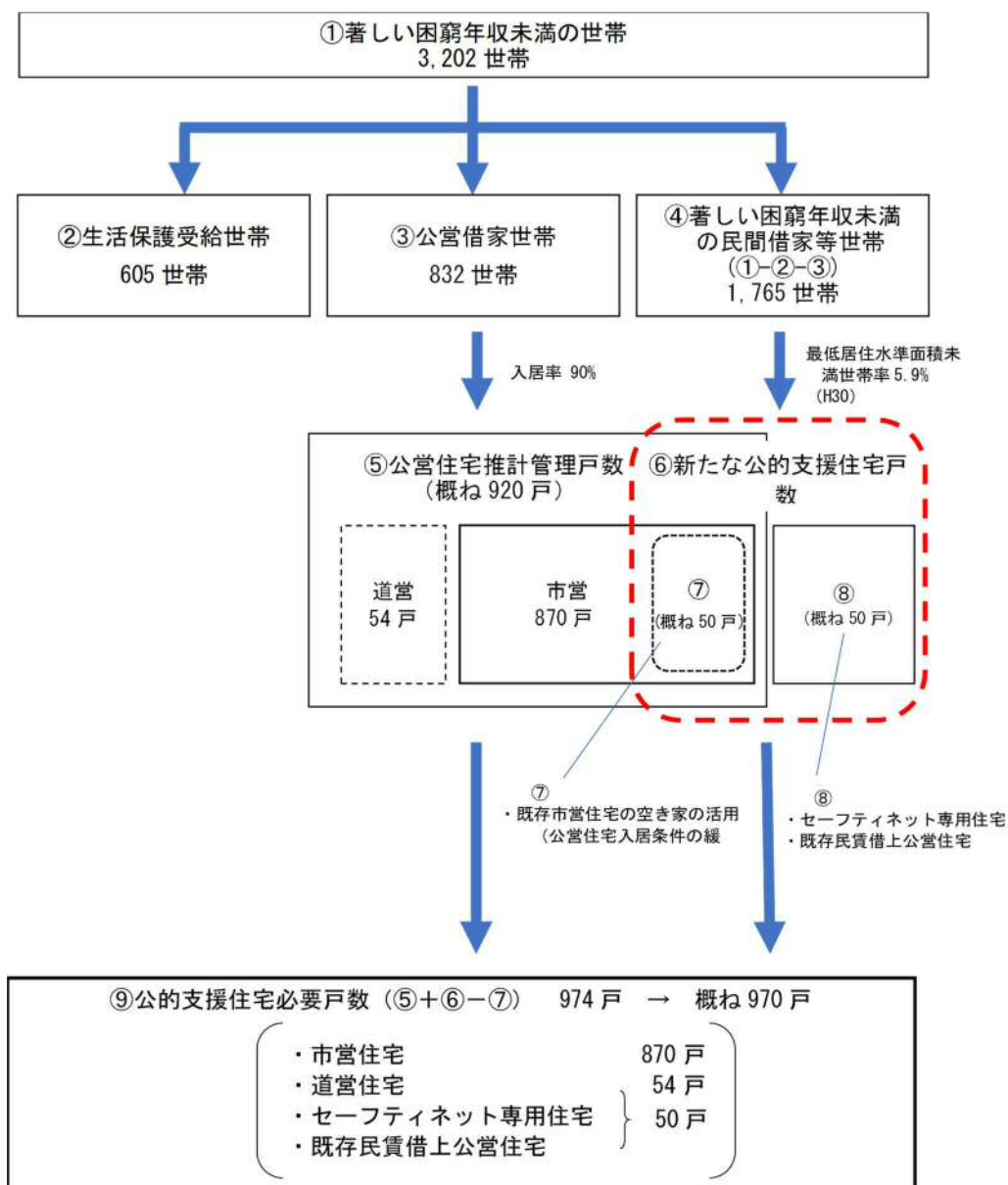


図 3-4 令和 14 年度公的支援住宅必要戸数

4. 住宅施策の展開

4-1. 住宅施策の体系

目標	展開方向	実施方策
1.【暮らし】 多様な世帯が 住み続けたく なる住まい・ 住環境づくり 関連する SDGs  	1-1【子育て】 子育てを支援する住まい・住環境づくり	①子育て世帯が安心できる住環境の整備 ②三世帯同居・近居の促進
	1-2【高齢者等】 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる住まい・住環境づくり	①高齢者向け賃貸住宅等の普及促進 ②高齢者・障がい者等の住宅改修費用の助成 ③高齢者への在宅支援 ④高齢者等の住み替えの促進 ⑤高齢者・障がい者の住まいに係る情報発信・相談体制の充実 ⑥バリアフリーのまちづくりの推進
	1-3【移住・定住】 移住・定住の促進	①移住相談の充実による移住支援 ②住宅地の整備・供給促進
	1-4【住宅相談】 住宅相談窓口の充実	①住宅相談窓口の充実・各窓口の連携
2.【安全安心】 すべての人が 安全安心に暮 らせる住ま い・住環境づ くり 関連する SDGs    	2-1【脱炭素社会】 持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅ストックの形成	①脱炭素社会の実現に貢献する良質な住宅ストックの形成 ②既存住宅ストックの流通・活用の促進
	2-2【防災】 災害に強い住まい・住環境づくり	①耐震診断・改修等の支援 ②災害に強い住環境づくり
	2-3【市営住宅】 計画的な市営住宅の整備	①公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅整備事業の実施 ②入居者の適正な管理
3.【活性化】 地域の活性化 につながる住 まい・住環境 づくり 関連する SDGs    	3-1【空き家対策】 空き家対策等の促進	①空き家等の流通・活用の促進 ②管理不全の空き家等の発生抑制
	3-2【民間賃貸住宅活用】 既存民間賃貸住宅を活用した、新たな公的支援制度の整備	①住宅セーフティネット制度の推進
	3-3【住環境形成】 魅力ある住環境づくり	①花のまちづくりの推進 ②魅力ある住宅地の形成 ③コンパクトなまちづくり ④市営住宅建替に併せた地域拠点施設の併設
	3-4【産業活性化】 住宅関連産業の活性化の促進	①建築技術者の技術力向上

具体的な施策	主な担当部局
・「子どもの集う場所」の計画的な整備	子ども家庭課
・街区公園の再整備促進	土木課
・三世同居・近居に対する市営住宅優先入居の検討	市営住宅課
・サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供	介護福祉課
・住宅に困窮する高齢者に対する市営住宅優先入居	福祉課、市営住宅課
・住宅改修費の支援（介護保険サービスの活用）	障がい福祉課、介護福祉課
・高齢者等緊急通報システムの設置	
・高齢者訪問サービス	介護福祉課
・高齢者世帯等の除雪サービス	
・高齢者向けの住み替えセミナーの推進	まちづくり推進課
・高齢者・障がい者向けの住宅に関する情報発信	障がい福祉課
・高齢者・障がい者の住まいに係る相談体制の充実	介護福祉課
・恵庭市バリアフリー基本構想の推進	まちづくり推進課、管理課、土木課、都市整備課
・移住相談の充実による移住支援	
・移住・定住支援の専用サイトの充実	
・移住希望者に対するPRと相談対応、フェア等の開催	まちづくり推進課
・「コンパクトなまちづくり」を基本とした既存市街地低未利用地活用	
・「公共施設等総合管理計画」における適切な管理・市有地販売及び推進	管財・契約課
・各住宅相談窓口担当課の連携	まちづくり推進課
・きたすまいる制度の普及促進	
・長期優良住宅制度の普及促進	まちづくり推進課
・住宅性能表示制度の普及促進	
・省エネルギーに資する住宅設備機器の普及促進	生活環境課
・高気密・高断熱住宅の普及啓発(ZEHなど)	
・住宅の長寿命化に向けた適切な維持管理の普及促進	まちづくり推進課
・既存住宅ストックの活用 ・住宅リフォームに関する情報提供	
・耐震診断・改修費用の助成	まちづくり推進課
・耐震改修促進計画と連携した耐震化の普及	
・ハザードマップによる住民周知	基地・防災課
・自主防災組織活動への支援	
・将来に向けた適正な管理戸数の維持	
・計画的・効果的な改善・修繕による長期的な活用	市営住宅課
・市営住宅整備におけるユニバーサルデザインの推進	
・柏陽・恵央団地建替事業の推進	市営住宅課、都市整備課
・収入超過者、家賃滞納者等に対する適切な対応	市営住宅課
・空き家・空き地の円滑な流通・活用による宅地供給促進	生活環境部、まちづくり推進課
・管理不全の空き家等情報の整備と適切な管理に関する情報提供	生活環境課
・既存民間賃貸住宅を活用した、新たな公的支援住宅制度の検討（セーフティネット住宅の登録推進、セーフティネット登録住宅（専用住宅）の家賃低廉化支援、改修費支援 等）	保健福祉部、子ども未来部、まちづくり推進課
・花のまちづくりプランに基づく、住環境における花のある景観づくりの推進	花と緑・観光課
・恵庭市景観形成基本計画に沿った景観形成の推進	
・地区計画等を活用した景観形成の推進	
・宅地開発指導要綱の見直しの検討	
・田園型住宅地の整備	まちづくり推進課
・3 駅を中心としたまちづくり	
・まちなか居住の促進	
・柏陽・恵央団地建替えに併せた地域拠点施設の整備	まちづくり推進課、市営住宅課
・PPP/PFI 等による効果的・効率的な市営住宅建替事業の展開	都市整備課
・建築士会等と連携した各種技術講習会等の情報提供	まちづくり推進課

※赤字は新たに追加、見直した項目

4-2. 住宅施策の実施施策

基本目標1 【暮らし】多様な世帯が住み続けたくなる住まい・住環境づくり

●関連するSDGs



1-1 【子育て】子育てを支援する住まい・住環境づくり

[実施方策]

①子育て世帯が安心できる住環境の整備

平成24年度に策定した「子どもの居場所づくりプラン」「子どもの集う場所地区別整備計画」に基づき、子どもひろばや学童クラブ、子育て支援センターの3つの機能を併せ持った「子どもの集う場所」を概ね10年間で7地区（小学校区）にそれぞれ計画的に整備を進め、子どもと子育てを応援する住環境づくりの形成を図ります。現在、7小学校区中6か所で整備しています。

また、子どもが安心して過ごせるよう令和3年度に策定した「恵庭市街区公園再整備計画」に基づき、街区公園の効果的、効率的な再整備に努めます。

具体的な施策	主な担当部局
・「子どもの集う場所」の計画的な整備	子ども家庭課
・街区公園の再整備促進	土木課

②三世代同居・近居の促進

令和元年度に策定した「第2期恵庭市総合戦略」では三世代住宅の推進が定められており、「住生活基本計画（全国計画）」においても三世代同居・近居が推進されています。

子育て世帯が子育てと仕事を両立させながら暮らす中で、親世帯など世代間で助け合いながら暮らすことができる三世代同居・近居を促進するため、対象世帯の市営住宅の優先入居等を検討します。

具体的な施策	主な担当部局
・三世代同居・近居に対する市営住宅優先入居の検討	市営住宅課

1-2 【高齢者等】 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる住まい・住環境づくり

[実施方策]

① 高齢者向け賃貸住宅等の普及促進

高齢者向け賃貸住宅は、令和4年12月1日現在、サービス付き高齢者向け住宅246戸が供給されています。

今後もサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等の供給が誘導されるよう国や道の制度の周知及び情報提供等を進めるとともに、ニーズに応じて適切に供給される環境の確保に努めます。

また、市営住宅においては、住宅に困窮する高齢者が入居できる優遇処置等について引き続き推進していきます。

具体的な施策	主な担当部局
・ サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供	介護福祉課
・ 住宅に困窮する高齢者に対する市営住宅優先入居	福祉課 市営住宅課

② 高齢者・障がい者等の住宅改修費用の助成

高齢者や障がい者等が住み慣れた住宅で安心して暮らせる環境を維持できるよう、今後も福祉施策と連携し住宅改修費の助成事業を進めます。

具体的な施策	主な担当部局
・ 住宅改修費の支援（介護保険サービスの活用）	障がい福祉課 介護福祉課

③ 高齢者への在宅支援

高齢者等が安全に安心して暮らすことができるよう、「恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画」に基づく事業のうち、住宅施策に該当する訪問サービスや除雪サービスなどの生活支援を推進します。

具体的な施策	主な担当部局
・ 高齢者等緊急通報システムの設置	介護福祉課
・ 高齢者訪問サービス	
・ 高齢者世帯等の除雪サービス	

④高齢者等の住み替えの促進

空き家になる前の啓発として、持ち家に居住する高齢者が多様なニーズに沿った住み替えを促進し、地域が活性化するよう、住み替えセミナー等を開催し住み替えに関する情報提供を行います。

具体的な施策	主な担当部局
・高齢者向けの住み替えセミナーの推進	まちづくり推進課

⑤高齢者・障がい者の住まいに係る情報発信・相談体制の充実

高齢者・障がい者や家族が高齢者向け賃貸住宅、障がい者用グループホーム等について理解を深め、安心して入居できるよう住まいに関する情報提供を行います。

また、住宅のバリアフリー改修、一人暮らし高齢者・障がい者の在宅支援など、高齢者及び障がい者の住まいに関して気軽に相談できるよう相談体制の充実に努めます。

具体的な施策	主な担当部局
・高齢者・障がい者向けの住宅に関する情報発信	障がい福祉課
・高齢者・障がい者の住まいに係る相談体制の充実	介護福祉課

⑥バリアフリーのまちづくりの推進

「恵庭市バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者等が利用しやすい公共施設のバリアフリー化や、道路・公園の歩道幅員の拡幅、段差解消などの整備を促進し、バリアフリーなまちづくりを推進します。

具体的な施策	主な担当部局
・恵庭市バリアフリー基本構想の推進	まちづくり推進課 管理課 土木課 都市整備課

1-3 【移住・定住】移住・定住の促進

[実施方策]

①移住相談の充実による移住支援

移住希望者に対して相談窓口を設け、移住などの相談に対応しています。

また、移住・定住支援の専用サイトを設け、移住に関する情報の提供を行っています。

今後は、相談体制をより一層充実させるとともに、インターネット等を活用した情報提供によって移住の促進を図ります。

上記に加え、「北海道移住・交流フェア」への参加など、道外の移住希望者に対して本市のPRや移住相談を引き続き行っていきます。

具体的な施策	主な担当部局
・移住相談の充実による移住支援	まちづくり推進課
・移住・定住支援の専用サイトの充実	
・移住希望者に対するPRと相談対応、フェア等の開催	

②住宅地の整備・供給促進

自然・田園環境と調和した住宅づくりを進めており、花の拠点整備と合わせた新たな住宅地整備の計画を進め、住宅地としての整備・供給促進を図ります。

市有地については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、住宅地の売却を行っています。今後も同様に進め、移住・定住の促進に努めます。

具体的な施策	主な担当部局
・「コンパクトなまちづくり」を基本とした既存市街地低未利用地活用	まちづくり推進課
・「公共施設等総合管理計画」における適切な管理・市有地販売及び推進	管財・契約課

1-4 【住宅相談】住宅相談窓口の充実

[実施方策]

①住宅相談窓口の充実・各窓口の連携

住宅に関する相談は、移住・定住、高齢者向け住宅、耐震改修、リフォーム、空き家対策など多岐に渡り、各担当課が窓口を設置して対応しています。しかしながら、例えば、持ち家居住者の高齢者向け住宅の相談の場合、高齢者向け住宅のほか、持ち家の空き家相談、必要に応じて持ち家のリフォームなど相談内容が複数の担当課に及ぶことも考えられます。

以上から、今後は各住宅相談窓口担当課が互いの相談内容を共有し、情報交換するなど連携を図ります。

具体的な施策	主な担当部局
・各住宅相談窓口担当課の連携	まちづくり推進課

基本目標2 【安全安心】すべての人が安全安心に暮らせる住まい・住環境づくり

●関連するSDGs



2-1 【脱炭素社会】持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅ストックの形成

[実施方策]

①脱炭素社会の実現に貢献する良質な住宅ストックの形成

良質な住宅が新設・建替えされることにより、市民が将来に渡り安全安心に暮らせるよう、住宅性能表示制度等住宅品質の確保に関する窓口でのパンフレット等の配布や市のホームページなどで情報提供に努めてきました。

北海道のきた住まいる制度では、「北海道住宅履歴システム」を構築しており、住宅の状態や改修内容などの情報を登録・保管できるシステムとなっています。

良質な住宅ストックの形成を目指すため、長期優良住宅制度、住宅性能表示制度、長寿命化に向けた適切な維持管理等について、窓口や市ホームページにおける制度紹介等の情報発信を進め、質の高い住宅の普及に取り組みます。

国においては、平成24年度に施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律」により、市街化区域内等における二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物について「低炭素建築物」の認定を行うこととなっています。認定を受けた建築物は、税制優遇措置等の対象となることから、パンフレット配布やホームページ等を通して普及を図り、環境負荷の低減に取り組みます。

加えて、高気密・高断熱住宅、省エネルギー住宅の更なる普及に向けた検討を進めます。

具体的な施策	主な担当部局
・きた住まいる制度の普及促進	まちづくり推進課
・長期優良住宅制度の普及促進	
・住宅性能表示制度の普及促進	
・省エネルギーに資する住宅設備機器の普及促進	生活環境課
・高気密・高断熱住宅の普及啓発（ZEHなど）	
・住宅の長寿命化に向けた適切な維持管理の普及促進	まちづくり推進課

②既存住宅ストックの流通・活用の促進

既存住宅を良好な状態で維持管理するためにリフォームやリノベーションは欠かせません。しかしながらリフォーム等の実施に当たっては、業者の選定、リフォーム実施箇所の検討・妥当性など専門的な知識が必要です。

以上から、住宅リフォーム等の相談窓口の整備を進め、市民の相談内容に沿った情報の充実を図り、情報提供に取り組めます。

具体的な施策	主な担当部局
・ 既存住宅ストックの活用	まちづくり推進課
・ 住宅リフォームに関する情報提供	

2-2 【防災】 災害に強い住まい・住環境づくり

[実施方策]

①耐震診断・改修等の支援

「恵庭市木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業」で耐震診断及び耐震改修工事に要する費用への助成を行っています。

令和3年度に見直された「恵庭市耐震改修促進計画」では、住宅の耐震化率の目標を91.5%であり、耐震化の継続的な取り組みが必要です。

今後も耐震診断・改修費用の助成による耐震診断・改修の促進に取り組むとともに、耐震改修促進計画と連携した耐震化の普及を行います。

具体的な施策	主な担当部局
・耐震診断・改修費用の助成	まちづくり推進課
・耐震改修促進計画と連携した耐震化の普及	

②災害に強い住環境づくり

住宅地における自然災害対策として、地震の震度分布や集中豪雨などによる予想浸水区域等を示したハザードマップを整備して住民へ周知を行い、安全な住まいづくりを促進しています。

また、地域における防災力の一層の向上を図るため、防災訓練など自主防災組織活動への支援のほか防災講習会、地域防災マスター研修会の開催等を行っています。

今後も引き続き、市のホームページ等を活用したハザードマップの周知や自主防災組織活動への支援を行い、災害に強い住環境づくりに取り組みます。

具体的な施策	主な担当部局
・ハザードマップによる住民周知	基地・防災課
・自主防災組織活動への支援	

2-3 【市営住宅】計画的な市営住宅の整備

[実施方策]

①公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅整備事業の実施

恵庭市では、11団地 1,162戸の市営住宅（公営住宅、改良住宅）を管理しています（令和4年4月1日現在）。これらの市営住宅は「恵庭市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建替えを推進することとし、柏陽・恵央団地の建替事業を進めています。また、市営住宅の整備においてはユニバーサルデザインを推進するとともに、既存市営住宅の計画的・効果的な改善・修繕による長期的な活用に取り組みます。

具体的な施策	主な担当部局
・ 将来に向けた適正な管理戸数の維持	市営住宅課
・ 計画的・効果的な改善・修繕による長期的な活用	
・ 市営住宅整備におけるユニバーサルデザインの推進	
・ 柏陽・恵央団地建替事業の推進	市営住宅課 都市整備課

②入居者の適正な管理

民間賃貸住宅に居住することが可能な収入超過者に対して転出支援等適切な指導を図ります。

また、家賃滞納者に対しては、丁寧に説明等を行い、家賃が期限内納付となるように個別に対応をしております

具体的な施策	主な担当部局
・ 収入超過者、家賃滞納者等に対する適切な対応	市営住宅課

基本目標3 【活性化】地域の活性化につながる住まい・住環境づくり

●関連するSDGs



3-1 【空き家対策】空き家対策等の促進

[実施方策]

①空き家等の流通・活用の促進

市外からの転入により土地は不足している状況である一方、市内には利活用されず放置されている空き家等が多数ある状況でもあります。

そのため、中古住宅の市場にのらない空き家等の流通促進に向けて、空き家等所有者に対する相談対応や空き家解体に対する支援を検討します。

具体的な施策	主な担当部局
・ 空き家・空き地の円滑な流通・活用による宅地の供給促進	生活環境部 まちづくり推進課

②管理不全の空き家等の発生の抑制

高齢化や人口減少により、今後も空き家が増加することが見込まれることから、空き家等の発生抑制に向けた取り組みが必要です。

そのため、管理不全の空き家等の所有者に対して、空き家の適切な管理に関する情報提供を推進します。

具体的な施策	主な担当部局
・ 管理不全の空き家等情報の整備と適切な管理に関する情報提供	生活環境課

3-2 【民間賃貸住宅活用】既存民間賃貸住宅を活用した、新たな公的支援制度の整備

[実施方策]

①住宅セーフティネット制度の推進

住宅の確保に特に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）が、安心して暮らせるようにセーフティネット住宅の登録の拡大を図るため、セーフティネット住宅に関する情報提供に取り組めます。

また、セーフティネット住宅の登録を推進するため、セーフティネット登録住宅（専用住宅）を対象とした家賃補助制度、改修補助支援制度を検討し、既存住宅を活用した仕組みづくりを検討します。

具体的な施策	主な担当部局
<ul style="list-style-type: none"> 既存民間賃貸住宅を活用した、新たな公的支援住宅制度の検討 (セーフティネット住宅の登録推進、セーフティネット登録住宅(専用住宅)の家賃低廉化支援、改修費支援の検討) 	保健福祉部 子ども未来部 まちづくり推進課

※住宅確保要配慮者：

- 法律及び国土交通省令では、以下の者を住宅確保要配慮者（住宅の確保に特に配慮を要する者）と位置づけています。
 法律：「低額所得者」、「高齢者」、「障がい者」、「子育て世帯」、「被災者」
 省令：「外国人」、「中国残留邦人等」、「児童虐待を受けた者」、「ハンセン病療養所入所者等」、「DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者」、「拉致被害者」、「犯罪被害者」、「生活困窮者及び矯正施設退所者」
- 各自治体が作成する供給促進計画で位置づけられる者も住宅確保要配慮者の対象となり、北海道では以下の者が対象となっています。
 「海外からの引揚者」、「新婚世帯」、「原子爆弾被爆者」、「戦傷病者」、「児童養護施設退所者」、「LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）」、「U・I・Jターンによる転入者」、「これらの者に対して必要な生活支援等を行う者」

※新たな住宅セーフティネット制度：

- 空き家等を活用し、住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット機能を強化するため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が平成29年4月に改正され、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する計画の策定や、住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅の登録制度が位置づけられました。道内では住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録業務を北海道（庁）、札幌市、函館市、旭川市で行っています。

3-3 【住環境形成】魅力ある住環境づくり

[実施方策]

①花のまちづくりの推進

第5期恵庭市総合計画の将来都市像「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむ まち えにわ」のもと、花のまちとしての住環境づくりが行われています。

市民の公共空間における花壇植栽など市民との協働による花の空間づくり景観づくりのほか、「花とくらし展」、花マップの発行、市のホームページによるイベント情報やまちづくり活動の紹介等によって花のまちをPRし、花による観光を推進しています。

今後も恵庭花のまちづくり推進会議を中心に、行政・関係市民団体と協働のもと、花のまちに携わる市民の育成を進めながら花のまちづくりに取り組めます。

また、「えにわ 花のまちづくりプラン」に基づき、花と緑を中心とした住環境づくりを推進します。

具体的な施策	主な担当部局
・花のまちづくりプランに基づく、住環境における花のある景観づくりの推進	花と緑・観光課

②魅力ある住宅地の形成

恵庭市では、平成19年度に「恵庭市景観形成基本計画」を作成して恵庭市の景観形成の基本方針を定めています。また、一定規模以上の開発行為等は、景観法に基づき北海道への届出が必要になっており、市では、北海道からの意見照会において、恵庭市景観形成基本計画との適合を確認しています。

H20年度に策定された「花の田園住宅構想」に基づき、移住定住の一環として優良田園住宅を整備しPRを行っています。今後も、ガーデニングを楽しめ、自然・田園環境と調和した魅力ある田園型住宅地景観の形成に取り組めます。

また、近年の宅地開発の状況を踏まえ、現在のニーズに合う宅地開発指導要綱の見直し検討を行います。

具体的な施策	主な担当部局
・恵庭市景観形成基本計画に沿った景観形成の推進	まちづくり推進課
・地区計画等を活用した景観形成の推進	
・宅地開発指導要綱の見直しの検討	
・田園型住宅地の整備	

③コンパクトなまちづくり

令和3年度に改定された「都市計画マスタープラン」では、JR3 駅を中心とした「地域拠点」を公共交通のネットワークで連絡する「コンパクトなまちづくり」を推進しています。

また、地域拠点においては、更なる高齢化や人口減少に備え、戸建て住宅の住み替えなどにあわせて住宅地の集約や既存の集合住宅などの活用を進めます。

具体的な施策	主な担当部局
・3 駅を中心としたまちづくり	まちづくり推進課
・まちなか居住の促進	

④市営住宅建替に併せた地域拠点施設の併設

令和3年度に改訂された「恵庭市公共施設等総合管理計画」では、施設の複合化が推進されており、柏陽・恵中央地の建替事業にあわせて児童福祉施設等の地域の拠点となる施設との一体的な整備を進め、居住環境の再生に取り組めます。

また、令和元年度に策定した「第2期恵庭市総合戦略」など各種関連計画では、公共施設管理における PPP/PFI など民間活力の導入を推進しています。

市営住宅の建替えにおいては、恵庭市の実情を踏まえつつ、PPP/PFI など民間活力の整備導入について検討し、民間事業者の様々なノウハウや技術を活用した効果的・効率的な手法を図ります。

具体的な施策	主な担当部局
・柏陽・恵中央地建替えに併せた地域拠点施設の整備	まちづくり推進課 市営住宅課
・PPP/PFI 等による効果的・効率的な市営住宅建替事業の展開	都市整備課

3-4 【産業活性化】住宅関連産業の活性化の促進

[実施方策]

①建築技術者の技術力向上

北海道等が実施する住宅技術向上に資する講習会等開催の案内や、新たな住宅ビジネス動向等について情報提供を行うなど、技術者の技術力向上に向けた支援を行います。

具体的な施策	主な担当部局
・ 建築士会等と連携した各種技術講習会等の情報提供	まちづくり推進課

4-3 成果指標

目標達成に向けた施策の達成状況を把握するため、基本目標ごとに、以下の成果指標を設定します。

基本目標1 暮らし 多様な世帯が住み続けたいくなる住まい・住環境づくり

成果指標	平成28年度計画			令和4年度計画(案)		
	現状	⇒	目標値	現状	⇒	目標値 (R14)
恵庭市は住みやすいまちと感じている割合(市民アンケート)【総合計画と同一】	95% (H28)	⇒	95% (H38)	92% (R1)	⇒	➔
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【全国計画と同一】	2.7% (H28)	⇒	4.0% (H38)	2.5% (H30)	⇒	➔
移住サイト年間アクセス数【総合戦略と同一】	34,329件 (H28)	⇒	50,000件 (H38)	(集計中) (R4)	⇒	➔

基本目標2 【安全安心】すべての人が安全安心に暮らせる住まい・住環境づくり

成果指標	従前計画の設定			今回計画の設定		
	現状	⇒	目標値	現状	⇒	目標値 (R14)
住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合【全国計画と同一】	—	⇒	—	15% (R1)	⇒	➔
耐震性を有する住宅ストックの比率【市耐震改修促進計画と同一】	87.9% (H28)	⇒	95% (H32)	91.5% (R2)	⇒	➔
耐用年数を経過する市営住宅ストックの比率【市独自】	20.9% (H28)	⇒	15% (H38)	20.9% (R4)	⇒	➔
ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合【北海道計画の準拠】	—	⇒	—	(集計中) (R4)	⇒	➔

基本目標3 【活性化】地域の活性化につながる住まい・住環境づくり

成果指標	従前計画の設定			今回計画の設定		
	現状	⇒	目標値	現状	⇒	目標値 (R14)
住み替えセミナー参加者数【総合戦略と同一】	1,000人 (10年間累計)			1,000人 (10年間累計)		
市営住宅建替事業に係るPFI等民間活力導入件数【本計画独自】	0件 (H28)	⇒	1件 (H38)	0件 (R4)	⇒	1件 (柏陽団地)
既存民間賃貸住宅を活用した、新たな公的支援住宅の戸数【市独自】 (セーフティネット専用住宅、既存民賃借上公営住宅、既存市営住宅の空き家活用(公営住宅入居条件の緩和)等)	—	⇒	—	0件 (R4)	⇒	➔ 概ね100戸

※赤字は住生活基本計画(全国計画)、北海道住生活基本計画に基づき見直した項目

5. 重点施策の推進方針

(1) 平成28年度計画における重点施策の実施状況

平成28年度計画では、重点施策として、①持ち家施策 ②民営借家施策③公営借家施策のそれぞれに、重点施策を定め、前期5か年間（平成29～令和3年）までのロードマップを定めています。

これら重点施策の実施状況をみると、以下のとおりです。

持ち家施策、公営住宅施策に関する重点施策については、今後も取り組みを継続します。

民間借家施策については、国の「新たな住宅セーフティネット制度」に基づき、セーフティネット住宅の登録を推進している状況です。今後は登録推進等に向け、恵庭市としての取り組み強化を図る必要があります。

表5-1 平成28年度計画における重点施策の実施状況

分類	実施方策	具体的な施策	実施状況 (前期5か年：H29～R3)	備考
1 持ち家施策	リフォーム等住宅総合相談窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> 住宅総合相談窓口の設置検討 住宅リフォーム相談窓口の整備 性能向上リフォームの普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅相談会を実施（H29,H30） 住宅総合相談窓口は設置せず、まちづくり推進課にて初期の相談に応じ、庁内各部と連携 民間トラブルは北海道建築指導センターなどと連携 	
	耐震診断・改修等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断・改修費用の助成 耐震改修促進計画と連携した耐震化の普及 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修促進計画改定（R4）に基づき各種事業を推進 木造戸建住宅 耐震診断、改修費用助成の実施 	
2 民営借家施策	民間住宅有効活用・流動化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 空き民間賃貸住宅を活用した住宅循環システムの検討 既存住宅を活用した家賃補助制度導入の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 国：「新たな住宅セーフティネット制度（H29）」の成立^{*1} 北海道：セーフティネット住宅の登録推進（恵庭市登録数：約550戸（R4.10）） 	恵庭市としての取り組みを強化
3 公営借家施策	計画的な市営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> 将来に向けた適正な管理戸数の維持 柏陽団地建替事業の推進 PPP/PFI等による効果的・効率的な市営住宅建替事業の展開 	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命化計画（R29）に基づく、公営住宅の維持管理 柏陽団地の建替推進 建替基本計画策定（R1,R4） PPP/PFI等事業の推進 	

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年）

(2) 令和4年度計画における重点施策の設定

令和4年度計画における重点施策は、平成28年度計画の実施状況及び事前に示した、令和4年度計画における実施方策を踏まえ、以下のとおり設定します。

表5-2 令和4年度計画における重点施策の設定

分類	実施方策	具体的な施策	備考
1 持ち家 施策	(1) 住宅相談における連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築、改修に関する各種情報の提供 庁内各部局、北海道等と連携した住宅相談、民間トラブル解決支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度計画の施策を見直し * 住宅相談は、建築のハード、ソフト等多岐に渡ることから、「住宅総合窓口（ワンストップ）」型から、庁内外連携型（建築指導、公営住宅、保健福祉等）とする
	(2) 耐震診断・改修等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断・改修費用の助成 耐震改修促進計画と連携した耐震化の普及 	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みを継続
	(3) 空き家、空き地の流動化促進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅・土地流動化促進支援制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 新規取り組み
2 民営借家 施策	(1) 住宅確保要配慮者に向けた公的支援住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> 既存民間賃貸住宅を活用した、新たな公的支援住宅制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 新規取り組み * 「新たな住宅セーフティネット制度（H29）」を踏まえ、施策を再設定
3 公営借家 施策	(1) 計画的な市営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> 将来に向けた適正な管理戸数の維持 柏陽団地建替事業の推進 PPP/PFI等による効果的・効率的な市営住宅建替事業の展開 	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みを継続

※赤字は新たに追加した項目

(3) 重点施策における新規取り組み

令和4年度計画における重点施策で新たに推進する取り組みを整理します。

①空き家、空き地の流動化促進

既存空き家、空き地の流通支援を通じ、市外転入者、移住者等の住宅需要に応える中古住宅、宅地の安定的な供給、転入人口の増加を目指します。

項目	施策のイメージ（案）
1 現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恵庭市の空き家（4070戸）のうち、26.8%（1090戸）が、賃貸などの利用目的のない空き家となっており（H30）、相続された土地・建物が、利活用されないまま空き家、空き地となっている場合も多い状況にあります。 ・ 一方で、恵庭市の中古住宅、土地流通は活況で、近年では市内外からの住み替え需要過多、土地不足の状況が続いており、中古住宅市場に乗らない空き家、空き地の流通促進が課題です。
2 施策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存空き家、空き地の流通支援を通じ、市外転入者、移住者等の住宅需要に応える中古住宅、宅地の安定的な供給、転入人口の増加を目指します。
3 事業のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ① 空き家・空き地の所有者への相談対応 ② 空き家・空き地を市外居住者へ売却した場合に補助金交付 ③ 空き家を解体した場合に補助金交付 等
4 スケジュール等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和5年度；施策実施に向けた調査、制度設計、実施体制検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家、空き地所有者、不動産事業者ヒアリング ・ 支援制度要領案策定、関係機関協議（国、北海道） ・ 実施体制の検討（制度周知体制、不動産事業者等との連携等） 等 ■ 令和6年度以降 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援制度要領の策定、実施体制構築 等 ・ 支援制度の実施（予定）

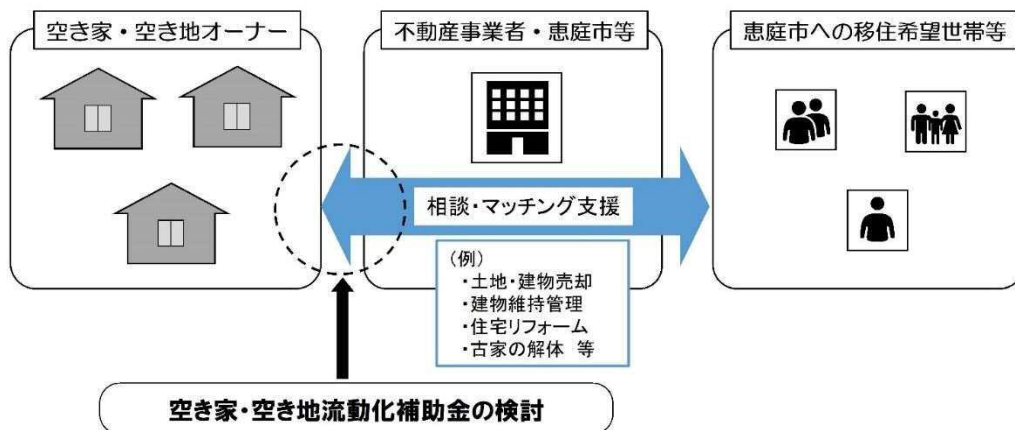
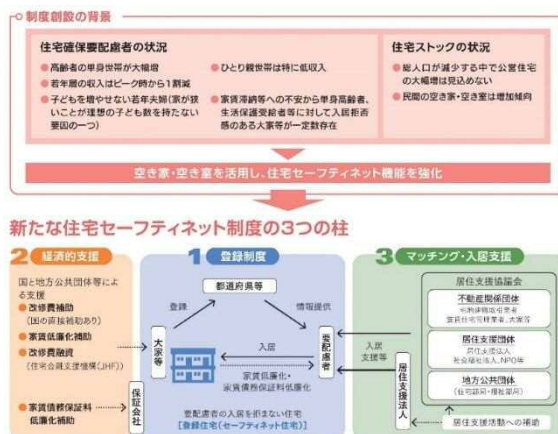


図5-1 住宅・土地流動化支援制度のイメージ

②住宅確保要配慮者に向けた公的支援住宅の整備

住宅の確保に配慮が必要な方の安定した暮らしにつながる住宅を確保するため、民間賃貸住宅の空き家を活用した、セーフティネット住宅の供給の促進を図ります。

項目	施策のイメージ（案）
1 現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みである一方で、恵庭市における賃貸用の空き家は2910戸（H30）となっており、これらの利活用が課題です。 ・ 国は、「新たな住宅セーフティネット制度」をH29に設立し、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度 ②登録住宅の改修・入居への経済的支援 ③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援 を推進しています。 ・ 恵庭市では、セーフティネット住宅登録数は約550件（R4）あります。今後は、登録住宅の改修・入居への経済的支援など、北海道と連携した施策の推進が課題です。
2 施策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の確保に配慮が必要な方の安定した暮らしにつながる住宅を確保するため、民間賃貸住宅の空き家を活用した、セーフティネット住宅の供給の促進を図ります。
3 事業のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ①セーフティネット住宅の登録推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産事業者、大家向け制度説明会 ・ 恵庭市広報誌、地域情報誌等を通じた市民向け周知 等 ②セーフティネット登録住宅（専用住宅）の家賃低廉化支援の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大家を対象とした家賃補助（社会資本整備総合交付金の活用） 等 ③セーフティネット登録住宅（専用住宅）の改修費支援の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大家を対象としたバリアフリー改修工事、耐震改修工事、省エネ改修工事 等
4 スケジュール等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和5年度；施策実施に向けた調査、制度設計、実施体制検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間賃貸住宅オーナー、不動産事業者ヒアリング ・ 支援制度要領案策定、関係機関協議（国、北海道） ・ 実施体制の検討 ・ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援体制づくり 等 ■ 令和6年度以降 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援制度要領の策定、実施体制構築 ・ 支援制度の実施（予定） 等



資料：民間住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度パンフレット（令和2年 国土交通省）

図5-2 （参考）新たな住宅セーフティネット制度の3つの柱

6. 計画の推進に向けて

(1) 住宅施策の推進

①市民・民間事業者との連携

本計画の基本理念の実現のためには、市民や事業者の協働による取組みが重要です。そのためには、本計画の住宅施策等の情報を市民に広く公開し、市民・事業者との幅広い連携によって住宅施策を推進します。

②関連各課との連携

住宅施策を円滑に推進するため、関連各課の関連計画において施策の位置づけによる整合を図るとともに、本計画の重点施策など担当課が横断する施策等については推進会議や検討部会等を設置し全庁的に取り組みます。

③北海道・関係機関との連携

住宅施策の展開において、北海道と連携しながら進めるとともに、国や道、関係機関等の住情報を活用した施策の推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

①進行管理の方法

計画内容は概ね5年毎に施策の進行状況の確認、事業成果評価を行います。進行状況の確認は成果指標に基づき判断するとともに、PDCAサイクルによる改善等を推進します。

②計画の見直し

計画の見直しにあたっては、次期計画へ反映させるため、本計画の策定事務局が主体となり、各施策の担当課と事業達成度評価を行った上で、施策の検討を行います。

恵庭市住生活基本計画(案)

恵庭市

令和5年1月